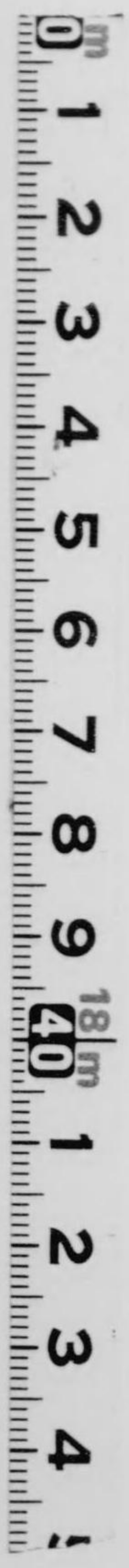


398
64



始



工ト 5A-1

398-64



近江蒲生郡志
卷八

大正
11. 5. 26
内交

近江蒲生郡志卷八目次

第一編 地理志

總論

第一章 交通

第一章 中仙道

第一節 宿驛の變遷

第二節 鏡驛

第三節 小脇の宿と蒲生野驛

第四節 武佐驛

(一) 武佐關と通行税

(二) 荷物の運送と印鑑

蒲生郡志卷八目次

第五節	一里塚の築造	一八
第六節	街道の並木と掃除丁場	一九
第七節	人夫及び傳馬の賃金	二三
第八節	幕府の宿驛賑貸	二五
第九節	助郷	二六
(一)	武佐驛の助郷	二七
(二)	文化七年の助郷組替	二八
(三)	武佐驛の收支と助郷の負擔額	二九
(四)	明治維新と助郷	三五
(五)	愛知川驛の助郷と紀州徳川氏の通行	四二
(六)	石部驛の助郷と明治元二年の夫課状態	四四
第十節	史料に見ゆる古人の交通	五一
(一)	源義經平宗盛を具して西上す	五一
(二)	源頼朝の通行と小脇の宿	五二
(三)	頼朝の上洛と鏡驛	五四

(四)	將軍頼經の通行と佐々木氏小脇館の宿陣	五五
(五)	前將軍頼經の歸洛と鏡驛	五七
(六)	宗尊親王の東行と鏡驛	五九
(七)	源親行の東行と武佐驛	六二
(八)	僧存覺と瓜生津	六三
(九)	二條良基小島下向と老蘇森	六六
(一〇)	足利義教の富士遊覽と武佐驛附臨時課役の賦課	六八
(一一)	一條兼良の通行と武佐滞留	七一
(一二)	飛鳥井雅親日野の新熊野に參詣す	七三
(一三)	太田道灌の上京と老蘇杜及鏡山	七四
(一四)	柴屋軒宗長の來遊	七五
(一五)	定頼平井氏をして宗長に年始の禮物を贈らしむ	七六
(一六)	僧嚴助の武佐宿泊と觀音寺城見物	七七
(一七)	山科言繼と武佐長光寺及八風越	七八
(一八)	連歌師宗牧の來遊	八〇

(一九)	里村紹巴の來遊	八五
(二〇)	山科言繼の通行	八七
(二一)	澤村琴所老蘇森の述懐	八八
第十一節	皇女王女以下の通行	八九
(一)	近衛家令女の婚嫁と武佐驛	八九
(二)	田鶴宮の江戸下向と横關川の架橋	九〇
(三)	登美宮の婚嫁と通行	九一
(四)	有姫の關東下向	九一
(五)	福姫の婚嫁と通行	九二
(六)	近衛綱姫の婚嫁と通行	九二
(七)	倫宮の婚嫁と通行	九二
(八)	和宮親子内親王の降嫁と御通輦	九二
(九)	禧宮の通行	九七
第十二節	御茶壺の通行	九八
第十三節	日光例幣使の通行	一〇二

第十四節	御朱印の通行	一〇五
第十五節	紀州徳川氏の通行	一〇七
第十六節	文政四年七ヶ月間の交通一班	一一〇
第十七節	巡見使の視察	一一一
第十八節	傳奏及び院使の通行	一一四
第十九節	井伊氏の上使と武佐驛	一一四
第二十節	老中堀田正勝の歸幕通行	一一五
第二十一節	老中間部詮勝の上京と武佐驛	一一六
第二十二節	琉球人の來朝	一一七
(一)	人夫と費用の分配	一二八
第二十三節	象の武佐泊り	一二三
第二章	御代參街道	一二三
第一節	御代參街道の名稱	一二五
(一)	朝廷の御代參	一二五
(二)	春日局の通行	一二七

第二節	遊行上人の通行と宿驛繼立場の創始	一二九
第三節	助郷と變遷	一三一
第四節	明治元年の助郷組替	一三四
第五節	鎌掛石原兩驛の定駄賃	一四〇
第六節	石原驛の定駄賃	一四一
第七節	鎌掛岡本兩驛の人馬年額	一四三
第八節	司馬江漢の日野漫遊	一四六
第九節	中井櫻州の日野漫遊	一四八
第三章	朝鮮人街道	一五二
第一節	山科言繼の通行と島郷の寄宿	一五三
第二節	安土八幡築城後の下道	一五五
第三節	徳川家康と下道	一五六
第四節	徳川家光の上洛通行	一五六
第五節	朝鮮使節の來聘	一六二
(一)	朝鮮人街道と八幡町	一六三

(二)	信使通行と八幡町	一六四
(三)	明暦元年の通行と八幡町	一七〇
(四)	天和二年の來聘と八幡町の設備	一七一
(五)	正徳元年の通行と八幡町	一七四
(六)	享保四年の通行と八幡町	一八二
(七)	費用賦課の免除と免許	一九五
(八)	寛延元年の通行	二〇一
(九)	寶曆十四年の通行	二〇四
	圓山の鯨	二〇六
(一〇)	人馬高割費用	二〇七
(一一)	宿割費用の分擔	二一〇
第六節	朝鮮人街道の一里塚	二一三
第七節	大塩平八郎の安土登山	二一三
第四章	景清道	二一六
第五章	夷街道と千種越	二一六

第六章 八風街道

第七章 白鳥街道

第一節 白鳥街道の修繕

第八章 鏡山道と横關の地名

第九章 三雲道

第十章 石原道

第十一章 長命寺道

第十二章 比都佐道

第十三章 迫谷道

第十四章 山街道日野道

第十五章 櫻谷道

第十七章 鮎川道

第十八章 平田道

第十九章 八幡道

第二十章 濱街道 附黒橋道

二一八

二一九

二二〇

二二一

二二三

二二三

二二四

二二四

二二五

二二五

二二六

二二六

二二七

二二八

二二八

第二十一章 歌坂と女坂

第二十二章 東端道

第二十三章 安土街道

第二十四章 明治以後の道路改修

第二十五章 道路法の實施と郡縣道

第二十六章 橋梁

第二十七章 鐵道と停車場

第一節 東海道線

(一) 近江八幡驛

(二) 安土驛

(三) 篠原驛

第二節 近江鐵道線

(一) 日野驛

(二) 朝日野驛

(三) 櫻川驛

二四六

二四五

二四五

二四五

二四四

二四四

二四四

二四三

二四三

二三九

二三五

二三〇

二二九

二二九

二二八

二二八

(四) 朝日大塚停留場 二四六

(五) 長谷野停留場 二四六

第三節 湖南鐵道線 二四六

第二 島嶼と港津

第一章 冲 嶋 二四七

第一節 戦亂と冲島 二四八

第二節 足利義政冲島に寵嬖を流罪す 二五〇

港 津 二五〇

第二章 船 木 港 二五一

第三章 豊 浦 港 二五二

第四章 八 幡 港 二五三

第一節 大津八幡間舟賃の割増 二五四

第二節 八幡今津間運賃の紛争と調停 二五五

第三節 八幡大津間の舟賃 二五九

(一) 八幡大津間舟賃の紛争と定書 二五九

第四節 寶永七年の舟賃割増 二六三

第五節 享保三年の新銀貨と舟賃の變動 二六五

第六節 海津八幡間の舟賃 二六八

第七節 八幡及船木の天津行舟賃の値上 二七三

第八節 八幡港と租米運送 二七四

第五章 常樂寺港 二七七

第六章 田中江港と租米運送 二七九

第七章 船改めと船税 二八〇

第八章 往來手形 二八一

第三 山 嶽

岡 山 二八三 比牟禮山 二八三 日 杉 山 二八三

奥 島 山 二八四 冲 島 山 二八四 圓 山 二八四

鶴 尾 山 二八五 安 土 山 二二五 觀 音 寺 山 二八五

高山	二八五	箕作山	二八六	瓶割山	二八六
出雲山	二八六	岩藏山	二八六	安吉山	二八七
寺山	二八七	新卷山	二八七	鏡山	二八七
野寺山	二八八	船岡山	二八八	糠塚山	二八九
小脇山	二八九	太郎坊山	二八九	玉緒山	二八九
榎原山	二九〇	別所山	二九〇	布引山	二九〇
笹尾峠	二九一	小嶽	二九一	猪鼻嶽	二九一
厨頭冠山	二九一	綿向嶽	二九二	龍王嶽	二九二
丸山	二九二	左久良山	二九二	石子山	二九三
布引山	二九三	水晶嶽	二九三	御在所山	二九三
雨乞嶽	二九四				

第四河川

日野川	二九四	出雲川	二九五	佐久良川	二九五
前川	二九五	南砂川と北砂川	二九五		

第五古蹟名勝

蛇砂川	二九六	登り川	二九六	駒月川	二九六
迫川	二九七	祖父川	二九七	善光寺川	二九七
栗屋川	二九八	河原川	二九八	中江川	二九八
大川	二九八	神田川	二九九	長田川	二九九
山城川	二九九	三明川	二九九	大和田川	三〇〇
黒橋川	三〇〇	砂地川	三〇〇	米塚川	三〇〇
大總川	三〇一	四坪川	三〇一	高井川	三〇一
筏川	三〇二				
八幡山城跡	三〇三	羽柴秀次の女玉姫の墓	三〇三		
金臺寺	三〇四	陣屋と代官邸	三〇四		
岡山	三〇五	富塚	三〇六		
加茂庄	三〇六	熊野蕃山の寓趾	三〇六		
吳池	三一〇	大湯	三一〇		

朽木氏陣屋趾	三二一	栗原百助割腹石	三二一
青根天神の舊地	三二二	圓山城趾	三二二
奥島山	三二二	津田の入江	三二三
松ヶ崎	三二三	長命寺	三二三
渡會橋	三二四	御所山	三二四
沖島	三二四	伊崎寺の竿飛	三二五
浅小井城趾	三二五	黒橋	三二六
金剛寺城趾	三二六	鷹飼村	三二六
豊浦庄	三二七	安土山	三二七
安土城趾	三二八	摠見寺	三二八
織田信長の廟	三二九	豊浦の辨天島	三二九
百々橋	三二九	茶白山	三二九
桑實寺	三三〇	觀音正寺	三三〇
觀音寺城趾	三三一	箕作山城	三三二
清水鼻	三三二	種橋藤十郎の碑	三三三

老會杜	三二三	根來氏陣屋趾	三二四
建部傳内の墓	三二四	石寺	三二五
御所内	三二五	武佐驛	三二六
下川氏邸	三二七	廣濟寺	三二七
谷殿屋敷	三二八	長光寺と花の木	三二八
長光寺城趾	三二八	岩藏山	三二九
馬淵	三二九	馬淵城趾	三二九
奥野氏邸	三三〇	千僧供	三三〇
木村重成の誕生地	三三〇	住蓮坊安樂坊の墓	三三二
横關川の橋	三三二	横關市庭	三三三
長者の石臼	三三三	鏡宿	三三三
林氏邸	三三五	鏡山	三三五
鏡谷	三三五	星ヶ崎城趾	三三六
今上天皇御野立所	三三六	井上氏邸	三三七
薬師村	三三八	須惠村	三三八

弓削村	三三九	奥東江墓	三三九
綾戸村	三三九	安吉郷	三三九
安吉橋	三四〇	安吉山	三四〇
新牧村	三四〇	歌坂	三四一
女坂	三四一	加輿丁	三四一
吉田出雲守邸趾	三四二	葛卷隼人邸趾	三四三
平木澤	三四三	羽田庄	三四三
仙臺陣屋趾	三四四	後藤但馬守邸趾	三四四
柏木氏の邸趾	三四五	市邊押磐皇子の御陵	三四六
布施山城趾	三四六	布施の大池	三四六
船岡山	三四七	金柱宮跡	三四七
蒲生野	三四八	小脇館趾	三四八
小脇山城趾	三四九	赤神山	三四九
保内商人	三四九	河井氏邸趾	三五〇
玉緒山	三五一	石塔寺の古寶塔	三五一

綺田村	三五二	市子庄	三五二
蒲生堂	三五二	板井の清水	三五三
大塚氏邸趾	三五三	大森氏邸趾	三五三
壺焼谷	三五四	赤人寺	三五四
鑄物師村	三五五	小谷山伏	三五五
小御門城趾	三五六	小谷城趾	三五七
月岡山	三五七	三十坪村	三五七
十禪師村	三五八	蒲生高郷の墓	三五八
馬渡氏邸趾	二五八	三木氏邸趾	三五八
儀俄氏城趾	三五九	狛月氏邸趾	三五九
陶窯趾と布目瓦製造の遺趾			
鎌掛村	三六〇	鎌掛城趾	三六〇
藤兵衛池	三六一	笹尾峠	三六一
爺父磯溪	三六二	石楠花谷	三六二
化石と亞炭	三六二	岡氏邸趾	三六三

安土山	三六三	芝田樂	三六三
上野田氏の邸趾	三六四	出雲氏邸趾	三六四
遺邇野	三六五	蒲生氏郷の銅像	三六五
若草の清水	三六六	蒲生智閑墓	三六六
蒲生氏供養塔	三六六	舍人碑	三六七
町田河内守墓	三六七	日野市庭	三六七
中野城趾	三六七	落葉の清水	三六八
枕流庵趾	三六九	西大路藩邸	三六九
蒲生賢秀の墓	三七〇	神戸藏人邸趾	三七〇
壺焼川原	三七〇	音羽城趾	三七一
市邊押磐皇子御陵傳説地		熊野の瀧	三七二
綿向山	三七三	北畑村	三七三
音羽氏	三七三	丸山	三七五
安部井村	三七六	野矢氏邸趾	三七六
櫻内城趾	三七六		

第六 土地小字名

總論

北脇の陶窯趾	三七七	佐良久山と櫻樹 <small>櫻町天皇の崩御と櫻樹の徴</small>	三七七
佐久良城趾	三八〇	四谷城趾	三八一
鳥居平城趾	三八一	寺倉氏邸趾	三八一
錢堀り山	三八二	長東正家の墓	三八二
砥石地藏	三八二	鬼室集斯祠	三八三
園城式部大輔邸趾	三八三	千種越	三八四
甲津畑村 <small>付速水氏城趾</small>	三八五	藤截谷	三八五
夷街道	三八六	殿邸趾	三八六
野村氏の邸趾	三八六	松井石見守邸趾	三八七
倉垣氏の邸趾	三九七	瓜生津村	三八八
布施氏邸趾	三三八	最上氏陣屋の趾	三八八
柴原氏邸趾	三八九	尻無村	三八九
			三九〇

八幡町	三九二	岡山村	三九二	桐原村	三九五
宇津呂村	三九九	島村	四〇一	金田村	四〇四
安土村	四〇八	老蘇村	四一三	武佐村	四一五
馬淵村	四一七	鏡山村	四二一	苗村	四二八
平田村	四三三	市邊村	四三七	中野村	四三九
櫻川村	四四〇	朝日野村	四四五	北比都佐村	四五二
南比都佐村	四五五	鎌掛村	四五九	日野町	四六〇
西大路村	四六〇	西櫻谷村	四六六	東櫻谷村	四六九
市原村	四七四	玉緒村	四七九		

第二編 文筆志

第一章 和歌	四八五
第二章 文章	五四一
第三章 詩	五四五

第三編 現在姓氏錄

總論

八幡町	五六八	岡山村	五七三	桐原村	五七七
宇津呂村	五八〇	島村	五八五	金田村	五九八
安土村	五九二	老蘇村	五九六	武佐村	五九八
馬淵村	六〇三	鏡山村	六〇六	苗村	六一〇
平田村	六一四	市邊村	六一六	中野村	六一九
櫻川村	六二二	朝日野村	六二五	北比都佐村	六二九
南比都佐村	六三四	鎌掛村	六三六	日野町	六三七
西大路村	六四五	西櫻谷村	六四九	東櫻谷村	六五一
市原村	六五三	玉緒村	六五六		

第四編 雜志

第一章	祈雨	六六一
第二章	明治二十六年の旱害	六六四
第三章	水災	六七二
第一節	寛正元年六月の近畿洪水	六七二
第二節	享保六年閏七月の洪水	六七三
第三節	寛政三年八月の洪水	六七三
第四節	享和二年六月の洪水	六七三
第五節	嘉永五年の風水害	六七四
第六節	文化十二年八月の風水害	六七四
第七節	萬延元年の洪水	六七五
第八節	明治元年の洪水	六七五
第九節	明治三年の洪水	六七六
第十節	明治十八年七月の暴風雨と洪水	六七六
第十一節	明治二十五年八月の洪水	六七七
第十二節	明治二十八年の洪水	六七七

第十三節	明治二十九年八九月の洪水	六七八
第四章	大風	六七八
第一節	寛政三年八月の大風	六七九
第二節	慶應二年八月の大風	六七九

第五章	飢饉	六八〇
第一節	天文九年の凶作と餓死及疫癘	六八〇
第二節	享保十七年の飢饉	六八二
第三節	天明六七年の飢饉	六八三
第四節	天保七年の飢饉	六八四

第六章	大寒大雪	六八四
第七章	地震	六八五
第一節	承應二年七月の地震	六八五
第二節	寛文二年五月の地震	六八五
第三節	享和元年十月の地震	六八八
第四節	文化十一年十二年の地震	六八八

第五節	文政二年六月の地震	六八九			
第六節	文政七年正月十四日の地震	六九〇			
第七節	嘉永七年六月の地震	六九一			
第八節	明治二十四年十月の地震	六九二			
第八章	疫 病	六九三			
第一節	天然痘の流行	六九三			
第二節	明治二十六七年の赤痢病	六九三			
第三節	明治二十八年の悪疫流行	六九四			
第九章	元 服	六九四			
第十章	火葬場の設置	六九八			
第十一章	近江武士と舊穢多	六九八			
第十二章	南野の人口戸數増殖率	七〇二			
第十三章	土 謠	七〇四			
松 飾	七〇五	春 鋏 打	七〇五	萬 歳 歌	七〇六
殿 造	七〇七	沙 々 貴 山 歌	七〇八	佐 伯 歌	七〇八

第五編 人物志

序 説

西 生 歌	七〇八	は や 歌	七〇八
上野田村隼人部田樂舞歌	七一〇		
佐久良三郷九箇村の商ひ踊り歌	七一〇		
武者おどり	鎌倉おどり	御靈おどり	寶踊
瀧 口 助 重	七二二	速 水 高 氏	七二三
町野左近助	七二四	横 山 喜 内	七二四
西川宗兵衛兄弟	七二五	西 川 忠 次 郎	七二六
西 尾 正 信	七二六	伊 庭 城 盤	七二七
日 置 清 順	七二七	深 尾 甚 六	七二八
坂 吉左衛門	七二九	奥 田 孫 太 夫	七二九
間 光 延	七三〇	奥 正 尹	七三一
淺 井 辰 政	七三一	田 中 善 左 衛 門	七三三

田中治人	七三三	渡邊祐次郎	七三四
杉田左太郎	七三五	田中信隣	七三六
安井和三郎	七三八	西川吉輔	七三九
宇津木久岑	七四七	高田義甫	七四九
安井吉家	七五二	宮田義昌	七五三
西田忠之	七五五	今宿信一	七五六
端庄右衛門	七五七	久保源右衛門	七五八
谷口利左衛門	七五九	星野大助	七六〇
池内武兵衛	七六〇	武藤榮信	七六二
中西五郎兵衛	七六五	野口忠藏	七六六
久郷東内	七六七	高井愛蓮	七六八
宮路吉甫	七六九	藤澤新齋	七七〇
外池半兵衛	七七一	僧惟首	七七二
僧道寂	七七三	僧定秀	七七四
僧道圓	七七四	僧愚咄	七七五

僧隆譽	七七五	僧宗旦	七七七
僧龍溪	七七九	僧若霖	七八七
僧法霖	七八八	僧契冲	七九〇
僧晦翁	七九〇	僧寂門	七九二
僧華頂	七九三	石山了義	七九四
僧敬首	七九五	僧暢譽	七九六
僧六如	七九八	僧諦眼	七九九
僧慶潭	七九九	僧廣本	八〇〇
森岡貫知	八〇〇	僧伏明	八〇一
冲玄道盈	八〇二	今井真達	八〇二
巖西圓乘	八〇三	西村良瑞	八〇三
赤松龍乘	八〇四	瑕丘宗興	八〇五
安部大圓	八〇七	窓岡大秀	八〇七
性圭尼	八〇八	西生永濟	八〇九
伊藏弘風及弟經德	八一〇	奧東江	八一

建部	箕山	八二六	木田	秀實	八二八
岡崎	南溪	八二〇	町田	旭峰	八二一
石橋	元東	八二三	伴	蒿溪	八二四
内池	等室	八二七	原田	柳外	八二九
谷田	輔長	八三〇	西生	懷忠	八三二
北岸	少逸	八三四	西川	芸々齋	八三四
原元	佃房	八三五	石岡	桃園	八三五
外池	奇性	八三五	丹羽	立甫	八三六
社	紫殘	八三七	池田	道齋	八三八
岡田	魯人	八三八	劉	蒼翁	八四〇
田島	柳卿	八四〇	田島	順輔	八四一
水原	準三郎	八四三	綺田	朱玄庵	八四六
深井	順庵	八四七	星野	玄覽	八四八
正野	玄三	八四九	安井	頼可	八五一
山添	宗積	八五四	石山	公文	八五四

苗村	道益	八五五	德永	久庵	八五六
柚木	太玄	八五六	柚木	知雄	八五七
市岡	意博	八五七	東	多門	八五七
馬淵	立見	八五八	安倍	剛庵	八五八
安倍	儉齋	八六〇	安倍	槐庵	八六一
水原	義博	八六二	小島	碩平	八六六
賀來	春齋	九六六	杉原	禮齋	八六九
野田	正吉	八七一	奥野	義勝	八七三
田中	長左衛門	八七三	野田	長兵衛 <small>附子息増兵衛</small>	八七四
橋本	久平	八七六	若井	權吉	八七七
高井	了山	八七八	堀田	傳一	八八〇
岩崎	儀兵衛	八八一	東	忠兵衛	八八三
大野	市治	八八三	德田	彌平次	八八七
井上	甚兵衛	八八八	端野	橋左衛門	八八九
廣瀬	新五郎	八九〇	中川	龜三郎	八九一

薄生郡志卷八目次

孝子善次	八九一	孝子利助	八九三
高岡石松	八九四	山本瀧藏	八九五
野田茂七	八九六	園田嘉藏	八九七
廣瀬又治	八九八	孝義録に見ゆる篤行者	八九九
佛工女某	九〇〇	小石梨影	九〇二
布施いと子	九〇三	岡崎みゑ	九〇八
木村いく	九一〇	小泉きぬ	九一一
木村永光	九一二	古筆了佐	九一二
狩野山樂	九一三	高田敬輔	九一四
月岡雪鼎	九一七	島崎雲圃	九一七
中澤敬真	九一九	中江清庵	九一九
白井舜林	九二一	島崎玉淵	九二一
林東溪	九二一	野口小蘋	九二二
戸嶋いま	九二四		

近江蒲生郡志卷八目次終

地 理

地理志

薄生郡志卷八目次

孝子善次	八九一
高岡石松	八九四
野田茂七	八九六
廣瀬又治	八九八
佛工女某	九〇〇
布施いご子	九〇三
木村いく	九一〇
木村永光	九一二
狩野山樂	九一三
月岡雪鼎	九一七
中澤敬眞	九一九
白井舜林	九二一
林東溪	九二一
戸嶋いま	九二四

孝子利助	八九三
山本漣藏	八九五
園田嘉藏	八九七
孝義録に見ゆる篤行者	八九九
小石梨影	九〇二
岡崎みゑ	九〇八
小泉きぬ	九一一
古筆了佐	九一二
高田敬輔	九一四
島崎雲圃	九一七
中江清庵	九一九
島崎玉淵	九二一
野口小蘋	九二二

近江蒲生郡志卷八

第一編 地理志 總論

蒲生郡は近江の大部にして東西六里十六町、南北三里二十町、面積二十四方里十六、東は伊勢國三重郡に境し西は琵琶湖及び野洲郡に接し南は甲賀郡北は神崎郡に隣る、現在町村數二町二十四ヶ村二百七十二大字に分る、綿向山脈は郡の東境に聳へて溪谷より日野川左久良川を出し二川合して西流湖に入る、鏡山は野洲甲賀郡境に連亘し織山箕作山小脇山は山嶺を境として神崎郡と分る、其間に中仙道以下大小の道路縦横に通して郡の動脈となり古今人畜の足跡を印すること幾千萬重なるを知らず湖畔の平郊より山峽の溪間に亘り開墾されし田畠は三十一萬一千百三十段餘の耕地をなし古來農人が作業によりて稻禾穰々の收穫は無限の寶庫たり、山林原野は二十四萬四百二十七段餘ありて松杉檜栗建築の材以下薪炭の料を産出す、これ等田畠山林及び地價を町村に分割すれば左表の如し。

町村名	田		畑	
	段別	地價	段別	地價
八幡町	四町四段	一、九一七 ^四	一町四段	三、四〇三 ^四
岡山村	五九六・八	三〇三、九五二	四五・二	一三、二二九
桐原村	五七三・六	二七一、一一九	三八・二	六、九六二
宇津呂村	三一五・三	一六二、九〇九	二五・四	八、五九〇
島村	二〇七・七	七八、五五一	二二・〇	六、四三二
金田村	六四二・七	三五七、三八二	二七・六	一〇、八四七
安土村	四九六・六	二二二、一八一	九一・四	四二、五二七
老蘇村	三一一・〇	一三七、三〇〇	五三・六	九、八八八
武佐村	三四三・五	一五七、六七〇	五八・六	一五、八〇九
馬淵村	四一七・二	二二四、〇九七	二三・一	四、七二〇
鏡山村	八九三・八	三四〇、九七一	四四・七	六、七〇〇
苗山村	五四九・一	二六三、一一二	七三・六	一一、六五二
平田村	四七七・五	二二一、六六五	二五・八	六、〇三一

町村名	田		畑	
	段別	地價	段別	地價
市邊村	三二八・六	一一五、三三三	四一・七	一〇、七一〇
中野村	一四三・六	七一、二六三	一一〇・七	四四、六二八
櫻川村	四九五・五	二二三、八一三	二八・三	四、一五九
朝日野村	八五二・九	三七六、五七五	四三・四	六、七九七
北比都佐村	五六四・二	二四九、四二二	五四・三	八、九九七
南比都佐村	三八七・四	一一六、四六一	五二・三	六、六二五
鎌掛村	一六五・七	六二、三七五	一一・六	三、二七一
日野町	四五一・二	二一一、〇四九	七八・五	二一、八八五
西大路村	三六〇・七	一四六、六六二	五四・二	一一、一九一
西櫻谷村	二五八・五	一〇九、五八四	一九・五	二、五四三
東櫻谷村	四四六・三	一六九、六五二	二二・二	二、七五六
石原村	四三八・五	一九七、一九三	二四・六	六、一六四
玉緒村	四〇一・八	一七八、五七六	一三七・二	三四、六一四
合計	一一、一二四・一	四九六〇、七六四	三二一、一一三・〇	

町村名	宅地		山林段別	山林地價
	別	地價		
八幡町	五二.四 ^町	一三二、四九一 ^町	三.六 ^町	七.七 ^町
岡山村	四四.七	六二、六一二	二.九 ^町	二、二九
桐原村	三五.四	四一、一九六	四.四 ^町	一、四四
宇津呂村	二九.五	四五、〇八二	四.二 ^町	一、〇六
島村	一七.二	一九、八四六	二.四 ^町	二、七
金田村	三五.八	五〇、九二九	六.八 ^町	三、一七
安土村	三五.六	四六、六〇四	一.四 ^町	二、三
老蘇村	二一.四	二八、三四九	三.三 ^町	六.六
武佐村	三一.二	三八、二〇三	六.七 ^町	三、〇一
馬淵村	二四.二	三〇、九六四	八.五 ^町	一、二六
鏡山村	四六.八	五三、六五四	二.七 ^町	二、一七
苗田村	四六.二	五二、六五六	三.五 ^町	一、三六
平田村	三三.五	四〇、六六八	二.七 ^町	六、五

町村名	宅地		山林段別	山林地價
	別	地價		
市邊村	二六.七	三一、七三七	一一.〇 ^町	三、三九
中野村	二七.九	四五、一二〇	八.三 ^町	三、九五
櫻川村	三五.〇	四三、五一四	四.八 ^町	三、五三
朝日野村	五四.二	六四、八九三	七.〇 ^町	五、七一
北比都佐村	四一.九	五三、六一六	一.三 ^町	五、〇
南比都佐村	二四.六	二四、七八二	五.八 ^町	四、七四
鎌掛村	一五.一	二〇、九七一	四.五 ^町	四、〇七
日野町	七四.〇	一二九、七五六	四.一 ^町	二、五
西大路村	三四.五	三九、四八四	四.一 ^町	五、三五
西櫻谷村	二一.六	二五、一三〇	七.八 ^町	五、七四
東櫻谷村	二五.八	二六、七二一	一.一 ^町	四、六〇
市原村	三一.〇	三三、三五八	二.三 ^町	八、三一
玉緒村	三一.一	三六、四四八	二.三 ^町	六、〇
合計	八九七.三	一、二一八、七八四	一〇、二九六.五	九二、九五

第一 交通

我近江國は東海東山北陸三道の要衝に當り東山道は郡を東西に通じ太古以來行人足跡の印する者其幾許なるを知らず崇神天皇九年四道將軍を遣はし給ひし時東山道は見へざるも北陸道に使ひせし大彥命は必ず近江を通行したるべし崇峻天皇二年秋七月近江臣滿を東山道に遣はし蝦夷の國境を檢せしめし時は當道を東向したるべし天武天皇壬申の亂には近江朝廷の軍先づ大舉東行し其退却後は天武天皇の軍勢犬上川の勝に乗じ破竹の勢を以て西進したり桓武天皇平安奠都の後は京都東門の咽喉となり更に交通物貨の運郵多きを加へたり延喜の兵部式に見ゆる東山道の驛家は野洲の篠原神崎の清水なれば本郡は其兩驛間の行路として官人軍旅以下私人の往還等頻繁にして清徹なる驛鈴の音響は常に郡民に警を與へたり。

東山道は一に中仙道と稱す東海北陸兩道の間なる山道なるによれり古へより郡を東西に通ずる重要な道路は東山道に亞ぐを朝鮮人街道とす朝鮮人街道は寛永以後の名稱にしてその以前は下街道又は濱街道と稱したり又東山道愛知川驛より東海道士山驛に通ずる間道郡の中央より西南に通ず後世之を御代參街道と稱す又日

野より千草越八風越に連絡すべき山道あり東櫻谷より市原村に通ず南北の交通には古へ白鳥街道あり船木港より馬淵に通し東山道に連絡す黒橋より金田莊を経て武佐に通ずるものあり武佐より八風峠に通ずる八風街道あり戒街道は八日市より千種越に通ず又横關より川守に通ずる道は馬淵より安吉橋を経て川守に至り合して日野道となる横關より甲賀の下田に出づる道あり其他細逕の交通少からず。

街道交通以外に於て上古雄略天皇來田綿の蚊屋野遊獵顯宗天皇が御父市邊押磐皇子の御陵改葬の行幸あり天智天皇蒲生野の遊獵續て宮地御覽の事等郡内に聖跡を留めさせ給ひし事少からず延喜式神名帳に列する名神十一社に奉幣使の參向は年毎に行はれ輝々たる神徳と祭禮の盛大に老若は遠近より群集し桑實寺雪野寺安吉寺石塔寺金剛寺西明寺等の古刹には學德兼備の高僧錫を留め學侶雲の如く去來し靈佛靈塔の奇瑞に遠近貴賤の禮拜世を経て絶へず長命寺觀音寺が西國三十三所の觀音靈場として巡拜人の今に絶わざるに見るも古來郡内の社寺に禮拜の人跡幾千萬なるを知る可からず。

保元平治の亂後源平武士跋扈して戰鬪を容易にし一興一亡の歴史は幾回も繰返されたり平維盛知盛等の東征北伐は本郡を東行し木曾義仲の南上には蒲生野に兵を

休養せしめ、源九郎義經は義仲入京後の暴戻を覗て近江に進み進軍の時期を察し粟津原頭旭將軍の影消へし後平氏追討の戦局は攝海以西に移りたり、義經範頼の武勳により頼朝覇府を鎌倉に開きし後戦塵暫く收まりしも實朝薨後承久の亂あり、昨は官軍を送りし東山道に今は幕軍の西進を見る悲況に終り佐々木氏一族の打撃頗る大なりき、北條氏亡び足利尊氏將軍となり遂に南北朝大戦亂の時代となりし後は足利氏與黨の軍勢は東北兩方面より來りて京都に通じ、或は西國武士も東征北伐の軍に從ひたり、足利氏を敵とする北畠氏の奥羽軍は旗色堂々佐々木氏の觀音寺城を屠りて西進する等當時の本郡は宛然走馬燈の如くなりき、應仁文明の長亂亦大小數十戰あり、第二回の走馬燈は展開して戰國時代を顯出し民を害し家を焼きし慘枚舉に遑あらず、沿道荒涼悲風蕭條たり、織田信長佐々木氏に代りて安土山に城を築くや遠近風を望むの豪族或は使を遣はし或は自から來謁す、朝廷又勅使を差遣あり公卿門跡等の京都より來る者少からず、安土城就りて頻々たる交通は濱街道の全盛時代と化せり、此時に當り交通志上特筆すべきは葡萄牙國の宣教師が安土に來り信長に謁したる事なり、是より先き天正七年同宣教師は岐阜城に信長に謁したれば外人本郡交通の最初は此時なるべきも安土登城二回の後は遂にセミナリオの建築をさへ許

されたり。

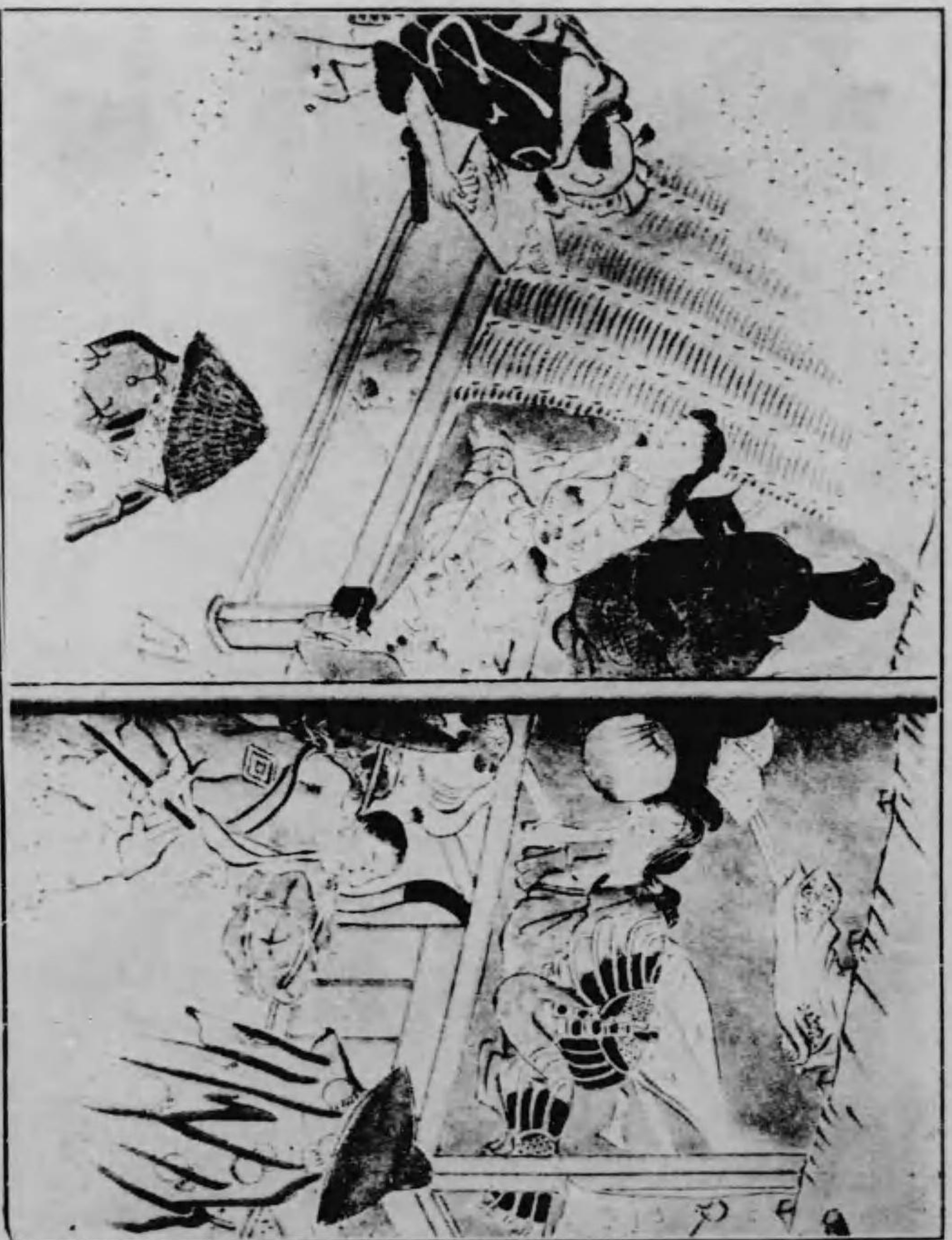
豊臣秀吉信長に代りて天下を平定し大坂に城を築き京都に聚樂第伏見城を築きし後は天下の諸侯京坂に往還す、東海東山兩道の侯伯本郡を交通する者亦少からず、徳川氏江戸城に號令するに至り京都江戸間の交通漸く繁く三代將軍家光の時より諸侯を江戸に參勤せしめ爾後侯伯の參勤交替陸續として去來し宿驛の隆盛を促せり、此の時代は天下無事なりしにより遠近の老若京都奈良の社寺に參拜し、大坂堺の繁華を見高野比叡の靈山に登る等靈拜遊覽の旅人又少からず、隨て沿道の宿驛には行旅の足を留むる設備を爲し偽造の名勝古蹟をさへ製作するに及べり、古今を通觀すればかゝる無限の交通を記するに堪へず本篇は只正史以下日記紀行文等に見ゆるもののみを撰抜するに止む、軍事行動の通行に至りては軍事志に詳せり。

第一章 中 仙 道

第一節 宿驛の變遷

驛路の制大寶の厩牧令には大宰府への行路のみを大路とし東海東山の二道は共に中路とす、大路は一驛に驛馬二十疋中路十疋の定めなり此の驛馬の多少は當時交通の多寡を證するものなり、延喜時代の驛制は延喜の兵部式に記され近江國は京東の門口として東海東山北陸三道の驛次を琵琶湖の東西に取れり、東海道は勢多岡田甲賀の三驛にして勢多は國府の所在たるに驛馬卅疋を常設し岡田甲賀の二驛は各二十疋なりき、東山道は篠原清水鳥籠横川の四驛を湖東に聯ね各驛常設驛馬十五疋なり、北陸道は湖西を通じ穴太和邇三尾、鞆結の四驛にして鞆結驛九疋外三驛は各七疋なるに考ふるも交通の多寡を驛馬數によりても知らるゝなり。

蒲生郡は東山道の驛路に屬し延喜式には勢多の國府より野洲の篠原神崎の清水犬上の鳥籠坂田の横川を宿驛と定められたれば郡内には驛なし、清水驛は神崎郡の町屋其古地なるべく接続する老蘇村に大字清水鼻あるは即ち清水驛の鼻にて鼻は端の意なり、官驛の路程は其間凡四里なれば本郡三里の路次は篠原清水の中間となり、官驛の地點とならざりしも官人に非ざる旅客は驛以外便宜の所にも休宿せり、其地の便否と時世の變遷等により驛政漸く弛廢して古驛の衰頽新驛の發展となり新陳代謝は路次の宿驛にも滔々として回轉したり、文治元年十一月二十九日源賴朝が



(原本の文)
 こゝに寫すと云はかゞみの箱の遊女にして畫史何等の古畫を監にしもとゞなせるにやほゞこゝにしくにせま
 る鏡の名のうゝしにたりとこゝにせし

鏡遊女之圖
 百一首の圖を寫す

驛制改定の事吾妻鏡に

今日、二品被定驛路之法、依此間重事、上洛御使雜色等、伊豆駿河以西迄、干近江國不論權門庄々、取傳馬可騎用之、且於到來所、可沙汰其糧之由。云々。

と見へ近江路の驛舎も古法改新されしを推想すべし。
延喜式に見ゆる官驛清水屋町鳥籠大横川井醒の地名が早く世人に忘れられしも新驛興隆の結果なるべきも古地名の滅亡寧ろ驚く可きなり。

第二節 鏡 驛

平安朝の末期鏡山麓なる鏡村の地が自然に發展して驛舎となりしは新陳代謝の實現にして是れ畢竟地理の便による篠原驛の東漸と見るべきなり、源義經が未だ牛若丸と稱せし時鏡の宿にて元服せしは人口に膾炙する所なり、源賴朝が鎌倉に覇府を開きし以後鏡驛が常に重要な驛舎たりしは文治二年驛制改定に起因するものなるべく爾後將軍が京都の往還に此驛に休宿せし事一再ならず即ち吾妻鏡建久六年三月三日賴朝の宿陣建長四年三月十九日宗尊親王の宿陣是なり、又仁治三年八月十日源親行が鏡宿にて七老の會を懷古して咏歌せしは東關記行に見へて鏡驛の繁昌を

語る。佐々木定綱の次子小次郎定重此地に分住し鏡氏を稱す山峽の地理兵備に適するを以てなり、爾後交通上のみならずして軍事上より驛の發展を進め尊氏の如きは元弘三年五月八日の宿營以後此地に宿陣せしこと前後數回に亘れり、爾後長く中山道の驛舎として日々往還の貴賤老若を送迎せしが江戸時代宿驛の制を改めし時、愛知川武佐守山を人夫傳馬の繼立驛と定めしにより鏡驛は間の宿と稱し人馬繼立をなさざるに至れり、然れども本陣脇本陣は設置されて皇族以下の休泊所に供せられ本陣を林氏といふ。

第三節 小脇の宿と蒲生野驛

小脇は八日市町の西北にある小脇山麓に在り、今は疎々たる農家分立して數個の小群に分る中野村大字小脇是なり、其分居を成願寺、脇宿、四ツ辻、今里、青蓮寺、鳥前の七區とす、此地佐々木氏の祖兵庫助經方が佐々木庄の下司となり京より下國して住居せし小脇楯の古地にして佐々木氏最初の根據地とす、孫秀義の時保元平治の亂に敗れ一旦相摸國に遁れしが源頼朝の成業に及び其の元功として嫡子定綱近江の守護職に補す、爾來子孫此の故地に居して武威を振へり、頼朝が建久元年上洛の歸途十二月

十四日佐々木氏の小脇邸に宿せしこと、嘉禎四年十月十三日將軍頼經が京より歸鎌の時定綱の子信綱が新造の御所に之を迎へし等小脇と佐々木氏の關係を知るべし、守護佐々木氏が邸の處は自然に發展を來すのみならず佐々木氏も大に在館地の繁昌を圖りたり、後年織田信長が安土城下町の繁榮を圖る爲に中仙道の行旅物貨を安土街道に通せしめしも同例とす、小脇が宿驛たりし時代は中仙道の驛次を愛知川より八日市に出て小脇を通りて八風道を下り武佐に出でしめたり、小脇宿即ち是なり、今大字小脇に宿と稱する名を存するは其遺名なり。

小脇の西北は蒲生野なるにより蒲生野を以て小脇の代名詞とす、實曉記建武二年七月の條に驛次を守山より二里にして鏡、々より二里にして武佐、武佐より一里にして蒲生野、蒲生野より一里にして愛智河とあるは此行程を記するものなり、南北朝の戰亂以後佐々木氏は中仙道の要衝を恠する必要を生し、金田の邸と觀音寺城に根據を移し小脇及び蒲生野の驛舎は衰へて武佐鏡の二驛全盛の時代となれり、故に經覺私要鈔應仁二年の驛次には鏡、武佐、愛智川と記して小脇蒲生野の兩名を記せざるなり、左に鎌倉室町江戸三時代の近江驛次を表記して驛舎の變遷を瞭然たらしむ。

實 曉 記 建武二年七月 經覺私要鈔 應仁二年

徳川時代宿驛記

大津	三里
勢多	五十町
野路	二里
守山	二里
鏡山	二里
武佐	一里
蒲生野	二里
愛智河	一里
四十九院	二里
小野	五十町
馬場	五十町
佐目加井	五十町
柏原	なし
居増	一里

大津	三里
勢多	五十町
野路	二里
守山	三里
鏡山	二里
武佐	一里
愛智川	一里
四十九院	二里
小野	五十町
馬場	五十町
佐目伽井	五十町
柏原	なし
居増	一里

大津	三里
草津	三里半
守山	一里半
武佐	三里半
愛智河	二里半
高宮	二里
烏居本	一里半
番場	
醒ヶ井	
柏原	
今須	

第四節 武佐驛

武佐驛は佐々木氏によりて著はる蓋し佐々木氏始は小脇^{中野}を根據地となしたれば元弘建武以後漸く發展せしが如し此地下蒲生平野の中央と中仙道の路次にして四通の便要たれば早くより商業發展し市庭の繁昌せしは市神の鎮座あるによりて知るべし佐々木氏が八合升を此地に製せしめ近江の國升と定めしは大升の四斗を五斗に應用せし爲なりといふ近江升といひ武佐升といふ是なり佐々木氏が大蔵を此地に置きし古傳は近江守たりし時代古への勢多國府を此地に移し公租集散の國倉地となせしを謂ふものなるべく以て此地が發展の經路を推想すべきなり驛舎としての史料は實曉記建武二年七月の條及び經覺私要鈔應仁二年^{後に}驛次の記載等注目すべきものなり但し此時代武佐宿泊は武佐寺を中心としたり江戸時代宿次傳馬の法一新せし以後武佐驛は本郡第一の大驛となり人馬の繼立は人夫五十人馬五十疋を常設し本陣脇本陣の外問屋二軒を有し日々行旅物荷及び宿舍の事を監掌す本陣は下川氏にして脇本陣は奥村氏問屋は福岡大谷兩氏なりぎ本陣脇本陣は皇族以下門跡公卿及大名の休宿所にして問屋は行旅物荷の遞送事務を掌り共に繁劇な

る業務なりき。

(一) 武佐關と通行税

關所は元來武備上の必要より設置せられしものなれども足利氏の時に至り社寺及び豪族等隨所に關を設けて關税を徵するに至れり、關税は即ち通行税なり、關門の設置は交通の不便を來し産業の發達を妨げたり、近江商人が他國通商上にも非常なる不便と不利を蒙りたるは高島郡保坂に關所を設けられし時保内商人が若狹通商に多分の關税を納めて其通行を許されし如き例は所々に於て行はれたり商案若狹通商參照中仙道日野川の沿岸に東西横關村あるも設關による地名なり、將軍足利義政此の弊を矯めんとし長祿三年八月令を下して諸國の新關を撤せしめたるは碧山日錄九月七日の條に「近歲諸州路國俗之強豪者置關以征之難焉相公命諸吏而破之」と見ゆるものなり、然れども衰運に向ひたる幕府の威令は到底諸國武家の間に勵行せられず關所燃設の弊依然たり、大乘院雜事記文明十一年七月の條に左の記事あり。

文明十一年_{乙未}七月廿六日

一三乃國下向御使注進爲以後引付之、儘三荷持夫二人自南都至京都ハ田舍人夫召

之、自京都至三乃分爲以後記之。

百八十京都ヨリ坂本マテ

三十二文船賃

二百 (武佐)ムサマテ

百 ムサヨリ枝村マテ

三十五文枝村ヨリ四十九院マテ

中略

關々分

十文 宇智橋

五十 法性寺内裏關

六十 神樂岡

百 山中

百四十 坂本七間

廿 ムサ

五十 枝村三關

百 四十九院 カンヘキ

下略

此の記録は奈良興福寺の大乘院より二人の使を美濃國明智の持是院まで遣はせし時の旅費記録なり、滋賀の坂本に七ヶ所の關所ありしは日吉山王七社の關にて延暦寺々僧の設けしものなるべく七關百四十文にて一關二十文つゝなり、それより舟にて湖上を渡り三十二文の船賃を支拂ひ支那濱か木濱に上陸して武佐まで二百文の人夫賃を支拂ひたるは京都より坂本迄の百八十文に比して道の遠きを知る。

扱武佐關が湖東の關の始めなれば上陸の港より下街道を來りて武佐邊にて中仙道に出てしが如し、武佐は一關にして關錢二十文とす、佐々木六角氏の設關なるべし、その次なる愛知の枝村には三關ありて五十文の通行税を支拂たり、武佐關の遺跡今詳ならず小字追分の邊ならん歟。

(二) 通行人の荷物と印鑑

江戸時代街道宿驛の間屋には皇族、門跡以下、公卿、諸侯、伯旗本より他の宿驛間屋に至るまで、總て其用ゆる所の印鑑を請け、印鑑簿に粘付し、荷物の運搬に當り其の荷物の印鑑と照合し、符合すれば之を次驛に運送し、符合せざる時は之を停留して發送元或は取次先驛に照會調査したり、即ち此の臺帳は宿驛間屋に於いて最も貴重なる備品なりき、挿入寫眞は中仙道柏原宿問屋場に於ける印鑑簿なり、武佐宿の印鑑簿存せざるによりこゝに代用す。

第五節 一里塚の築造

一里塚は豊臣秀吉の時始めて築かしたり、此時は京都三條橋を起點としたりとい



中仙道宿問屋備用品印鑑帳

坂田郡原村大字和原共有

ふ、園城寺古記に天正廿年十月二十三日より逢坂山に一里塚二つ築造せしこと見ゆ
るは即ちそれなるべし、慶長八年徳川家康江戸に日本橋を架設し翌年此橋を起點と
して東海東山北陸三道に三十六町毎に道の左右に一里塚を築かして塚上に板を植
へたり、太田勝兵衛永田庄左衛門永井盛物本多左太夫等奉行たり、本郡内中仙道の一
里塚は武佐村大字西生來の中央と馬淵村大字馬淵と東横關の間なる馬淵所屬とに
在りたり。

第六節 街道の並木と掃除丁場

道傍植樹の制は奈良朝時代より行はれし事太政官符に記され延喜の雜式にも見ゆ
れば其起源古し、蓋し古への並木は菓樹にして行旅の休息と夏時の炎陽を避くる注
意なりき、後世は松樹を植ゆ江戸時代道中奉行を置きて街道の事を掌らしめしか路
傍の並木の損亡は命して補植せしめたり、史料の現存するは正徳四年の春中仙道の
並木補植を古しとす、寶曆十二年十月幕府は更に令を諸道に下し領主代官に命し其
領村の管理区域内の境界を調査し、並木損亡并に道幅の狭きを復活せしめ、掃除丁場
を村落に分割して道路及左右小堤の掃除修繕等を分擔せしめたり之を掃除丁場と

いふ朝鮮人街道も中仙道と同じく其の命令を受けたり。

三〇四六 八幡町西川貞治郎氏記録

寶曆十二年十月松平右近將監様御渡しノ書付

海道筋並木之義ハ旅人往來之助ニも相成候事故枯木風折根返り等苗木植足可致事ニて東海道之内遠州三州邊の往還通並木植付道造り等手入も宜敷有之趣に候處品川宿より駿州邊迄之間苗木植足道造手入等も無之其上並木敷地田畑之内へ堀揚々並木根際迄堀付候故大風之節根返レニ相成候所々又ハ一向並木無之場所も有之趣ニ相聞ハ候依之御料は御代官私領ハ領主地頭より其所へ申渡道幅切狭候所は吟味之上前後道幅不狹様ニいたし並木敷地者小土手築立田畑地境へ定抗建之村々高割ニ町場を割付並木枯木風折根返等之分早速苗木植繼往還筋道造等不及大破様ニ無懈怠致手入候様ニ申渡右之趣宿々問屋會所へ書付張置永々違失無之様ニ宿々へも申渡候様御料は御代官私領は領主地頭可被申渡候中山道日光道中奥州道中甲州道中之義も右同様ニ可申渡候

五月

池田 筑後守
安藤 彈正少弼

朽木周防守殿

役人中

東海道中仙道日光道中奥州道中筋往還並木町場之義付右近將監殿より別紙之通御書付ヲ以て被仰渡候間御知行所道中筋之儀御書付之趣ヲ以御取斗御申渡し有之候様こと存候以上

八月

以別紙申達候去ル廿四日松平右近將監様御渡し被成候御書付道中御奉行様より相渡り候間則別紙兩通差越之候右御書付ニ隨入念可被御申付候此方様道中筋往還並木之所何方へと申儀追而書付可被御申上候以上

九月八日

吉川 定右衛門 印
澤 村 多 仲 印
進 藤 源 之 丞 印

國府十郎兵衛殿

村田恒右衛門殿

右被仰出候通可奉得其意候尤御相給有之村方ハ御相給より可被申渡義と存候間

御相給百姓中と申合候様ニ可仕候、並木相減有之候町場時節も能候へ者苗木植足し候様ニいたし追々手入油斷仕間敷候、

午十月十一日

村田恒右衛門

國府十郎兵衛

惣 郷 中

右被仰出候趣、遂一承知奉畏候、私共村方往還筋掃除町場、並木之義、別紙中書付差上候、通相違無御座候以上、

午十月十一日

八幡町惣年寄

井狩四郎左衛門

宮田忠左衛門

村方十八ヶ村

覺

一江州蒲生郡八幡町西出口ハ松平美濃守様御領分小舟木村也、出口ハ舟木村領ニテ海道筋百廿四間有之、並木土砂ハ舟木村より出し、掃除人足ハ八幡町より出し、申候、右之通相違無御座候以上、

寶曆十二年十月十一日

宮田忠左衛門

井狩四郎左衛門

國府十郎兵衛様

村田恒右衛門様

因に十月十一日付村田國府兩人より郷中への觸書中に御相給云々あり御相給とは一村を二人以上の領主にて分領せしをいひしものなり

第七節 人夫及び傳馬の賃金

慶長十六年幕府は傳馬法を令し馬一駄の量を四十五貫と定め宿驛間人夫傳馬の賃錢をも制定したり、此頃傳馬手形は大久保相摸守本多佐渡守本田彌八郎青山常陸守村越茂助酒井右兵衛内藤修理伊奈備前彦坂小刑部大久保十兵衛加藤喜左衛門等十人中何れかの印判を用ゆる手形にて人馬を徵發使役したり、寛永十二年武家諸法度を發布し道路橋梁を修し驛馬舟楫を備ふべきを令し、一駄を四十貫輕尻馬かぢしりは五貫目とせり、人馬賃は時世と年の豊凶により増減あれば一樣ならず、左に安政五年十月道中奉行より定めし武佐驛の人馬賃錢を寫出す、

三〇四七 武佐村武佐澤六右衛門氏所藏御札文

定 武佐宿

當午十月より來る亥九月迄、

中五箇年之間駄賃並人足、

賃錢共壹割五分増之上に三割増都合四割五分増之、

愛知川に

荷物壹駄

百貳拾貳文〔五十二文〕
文化十年四月

乗掛荷物共

同斷

輕尻馬壹疋

百壹文

人足壹人

七拾三文

守山に

荷物壹駄

貳百拾貳文

乗掛荷物共

同斷

輕尻馬壹疋

百三拾七文

人足壹人

百七文

右之通可取之、若於相背者、可爲曲事者也、

安政五年午十月

奉行

第八節 幕府の宿驛賑貸

延寶二年五月幕府は東海中山日光奥羽甲州佐倉諸街道の宿驛に金を賑貸し三ヶ年後より十ヶ年賦無利息にて返済せしむ名つけて拜借錢と稱す、中仙道七十九ヶ驛各驛に錢三百五十貫文つゝの定なれば武佐驛に於ても此の賑貸を受け年々二十五貫文つゝ十ヶ年に返却せり、此の賑貸法は年一割の利子のみにて元金返戻さるれば宿驛の爲には非常なる賑恤を得たるものなり、

三〇四八 令條記

傳馬宿拜借錢覺

中仙道

(他國の分略す)

柏原、醒井、番場、烏居本、高宮、愛知川、彦根、武佐、守山、

壹ヶ所三百五拾貫文宛

惣錢高拾壹萬六千七百貫文

此金貳萬九千七百七十五兩 但壹兩四貫文替

右是者今度所々道中ハ拜借就_レ被_レ仰付候相渡申候但返納之儀者金壹兩ニ付四貫文替之積り金子を以來ル巳年より寅年迄拾ヶ年之内一ヶ年貳千九百拾七兩貳分宛每年上納仕等被_レ仰付候拜借證文者御金奉行衆へ相渡申等御座候

〔中略〕

延寶貳年寅五月

岡上 次郎兵衛

御 勘 定 所

第九節 助 郷

人馬繼立の宿驛には常設人馬を備へて公卿門跡大名旗本等の交通に傳馬人夫を供給せり武佐驛には五十人五十疋の人馬を常設し東は愛知川西は守山驛に連絡せり然れども貴顯及び大名の通行にて多數の人馬を要する時は其人馬を徵發すべき村落を定め置けり之を助郷と稱す助郷の制度は元祿年間の創定といへども中仙道の

驛次には天和三年の助郷規約あれば元祿以前なるを知るべし後年に至り助郷に定助郷と大助郷の二種を生せり定助郷は其宿驛より二里以内の村にて取り驛の常設人馬にて不足の場合に人夫馬匹を徵發するものをいひ大助郷は一に加助郷といひ非常の多數通行にて定助郷のみの人馬を以て猶且不足する時人馬の徵發を命ずるものにて遠き村落なり

助郷に人馬の徵發を爲すに其必要の人馬數を助郷村總石高に割當て百石何人の率を以て各村石高に配當す助郷の制度は宿驛には便利なれども村落の農民には業務の繁閑に抱らず勞役に苦使せられ年々生産力を減殺せられし事多大なりき

(一) 武佐驛の助郷

武佐驛の助郷は始め二十二ヶ村にして石高壹萬五千六百十四石なりしは享保五年の勘定目錄によりて知らる其後十一ヶ村四千六百三十二石の増助郷ありて三十三村二萬二百四十六石となれり其村名左の如し

享保五年二十二ヶ村

西宿村 上田村 馬淵村 千僧供村 岩倉村

長福寺村	下羽田村	上平木村	下平木村	西生來村
西老蘇村	東老蘇村	友定村	御所内村	野田村
大手村	杉森村	長田村	慈恩寺村	中屋村
小中村	倉橋部村			
文化二年三十三ヶ村				
西庄村	淺小井村	香庄村	常樂寺村	内野村
西本郷村	上豊浦村	下豊浦村	石寺村	東川村
一村不明	外前記二十二ヶ村			

(二) 文化七年の助郷組替

助郷の諸村は交通繁多なるに従ひ夫役の數加はり牽て生産力を減殺さるゝを以て理由を具申して免役又は休役を訴へし例少からず、文政七年助郷組替は即ち其一例にして當時の助郷たりし友定、西老蘇、西生來、下平木、大手、杉森、倉橋部、慈恩寺、御所内、千僧供、上田野田、長田、西宿、東老蘇、小中、中屋、下羽田、岩倉十九ヶ村の石高壹萬千六百六十六石内三千七百八十壹石は其年五月より二十ヶ年間休役を許され、其の補充として

今在家、中野、金屋、鏡の四ヶ村と神崎郡神郷、林種、伊庭の四ヶ村合計八ヶ村にて三千七百八十壹石の助郷を新に命じたり、助郷は此の如く時々組替ありしにより必ずしも多年一定ならざりき 金田村、鷹飼 共有記録

(三) 武佐驛の收支と助郷の負擔額

武佐驛に於ける人夫傳馬及び諸種の收支は毎年助郷各村庄屋立會にて精算し之を分擔せしが交通の多寡と物價の高低により其費額一様ならず、享保五年一ヶ年間の惣額は新銀拾貫九百拾四匁壹分八厘にして助郷村の石高百石に付六拾九匁九歩なり、又文化二年には合計銀五拾五貫二百九拾壹匁八分三厘にして百石に貳百七十三匁壹分、享保五年に四倍の重負擔となれり、又明治維新の大變革期たる元年五月より二年四月迄の惣額は錢立にて八萬四千九十八貫三百九十四文に達し其内收入額壹萬九千三百十三貫餘を引き殘額を分擔して百石に四百六貫文となれり、左に寶永七年以後數年間の武佐宿人馬高を表記し享保五年度の精算書を引用し置かん。

年 度	助郷割人夫數	同馬匹數
寶永七年	八六四七人	九八四五匹

享保五年	五六三七	五四一八
同 六年	二一一三	四二二九
同 八年	二四六三	六一一八
同 十年	五四三八	五二七八
文化二年	一、九五六九	三九一四
文政二年	二二二一	五九一七
嘉永元年	一、五四六七	一二九三半
同 三年	八五六九半	九三五
安政二年	一、九九〇五	一四三二
同 五年	一、四四九〇	八三五

三〇四九 武佐村西生來岩越彌市郎氏記録

享保五年子極月

江州蒲生郡武佐宿大助郷人馬并諸色入用勘定目錄

惣銀合新銀拾貫九百拾四匁壹分八厘

但高百石ニ付六拾九匁九步

内譯

一平馬四千三百六拾八疋

篠原 西横關 馬借

此貨銀四貫三百六拾八匁

但壹疋ニ付壹匁ツ、

一御朱印馬七拾貳疋

同斷

此貨新銀百四拾四匁

但壹疋ニ付貳匁ツ、

一高馬九百七拾八疋

當座雇

此貨新銀三貫五百六拾九匁七分但壹疋ニ付平均三匁六分五厘

馬都合五千四百拾八疋

一人足五千五百八拾人

定雇

此貨新銀壹貫六百七拾四匁但一人ニ付三步ツ、

一人足五拾七人

當座雇

此貨新銀貳拾五匁六分五厘但一人ニ付四步五厘ツ、人足都合五千六百三拾

七人

一新銀貳拾五匁

飛脚ニ渡ス

是ハ當子ノ正月より極月迄馬觸ニ遣飛脚賃

- 一同六匁貳分五厘 馬人足札改宿へ渡ス
- 是ハ觸馬へ印札遣置宿端ニ而改ル宿へ茶代
- 一同四百八拾三匁五分 會所雜用
- 是ハ正月より極月迄詰役人雜用
- 一同三百六拾九匁三分三厘 利銀ニ渡ス
- 是ハ馬賃銀借用仕利銀ニ渡ス
- 一同貳拾三匁 馬借日傭ニ渡ス
- 是ハ馬借會所へ相詰させ下馬不參ヲ相改させ候賃銀
- 一同貳拾八匁七分五厘
- 是ハ御大名様方御通り被遊候節方々へ馬雇ニ罷越候路銀
- 一同三拾七匁貳分 墨紙筆代
- 是ハ印札を以人馬相改候札紙并會所帳紙代
- 一同八匁三分 蠟燭代
- 是ハ御大名様方御泊リ被遊候節人馬改場ニ而入用
- 一同七拾壹匁八分

是ハ貳拾貳ヶ村庄屋寄合勘定仕雜用

一同六拾八匁七分

是ハ庄屋中相談寄合度々雜用

一同七匁

是ハ清勘定帳御地頭様方へ指上ヶ村帳紙代

都合銀拾貫九百拾四匁壹分八厘

右者武佐宿大助郷貳拾貳ヶ村此高壹萬五千六百拾四石當子ノ正月より極月迄
 篠原西横關馬借雇馬賃銀并人足賃銀役人雜用尤諸色入用村々役人立會帳面委
 細ニ遂吟味内譯其斷左記勘定仕上ヶ毛頭相違無御座候以上。

享保五年子十二月

野一色頼母様御下	西谷村庄屋	喜八郎	印
渡邊備中守様御下			
一尾伊織様御下	中屋村庄屋	三郎右衛門	印
野一色頼母様御下	杉森村庄屋	又七	印
本多唐之助様御下	倉橋部村庄屋	半兵衛	印
御同人様御下	大手村庄屋	太兵衛	印
御同人御下			

御同人様御下	慈恩寺村庄屋	彦兵衛	五郎	印
京極若狹守様御下	長田村庄屋	善右衛門	七郎	印
御同人様御下	野田村庄屋	伊左衛門	印	印
新見彌一郎様御下	小中村庄屋	治兵衛	印	印
板倉下野守様御下	千僧供村庄屋	孫右衛門	印	印
安藤對馬守様御下	同村庄屋	理助	印	印
御同人様御下	長福寺村庄屋	茂兵衛	印	印
御同人様御下	御所内村庄屋	武右衛門	印	印
平岡藤左衛門様御下	同村庄屋	利右衛門	印	印
島左平次様御下	同村庄屋	三右衛門	印	印
松平陸奥守様御下	友定村庄屋	長左衛門	印	印
御同人様御下	西生來村庄屋	彌助	印	印
山中丹波守様御下	同村庄屋	平右衛門	印	印
松平陸奥守様御下	同村庄屋	忠兵衛	印	印
建部十郎左衛門様御下	西老蘇村庄屋	三郎右衛門	印	印
岡野孫八郎様御下	上平木村庄屋	馬右衛門	印	印
石河藏人様御下				

井伊掃部頭様御下	下平木村庄屋	勤兵衛	印	印
根來主馬助様御下	東老蘇村庄屋	九右衛門	印	印
市橋三四郎様御下	下羽田村庄屋	七右衛門	印	印
大久保佐渡守様御下	馬淵村庄屋	長左衛門	印	印
朽木周防守様御下	同村庄屋	次郎右衛門	印	印
稻垣熊治郎様御下	同村庄屋	忠兵衛	印	印
瀧川兵庫様御下	同村庄屋	久右衛門	印	印
小笠原佐渡守様御下	上田村庄屋	源左衛門	印	印
市橋兵部様御下	同村庄屋	藤左衛門	印	印
坂井主水様御下	岩倉村庄屋	勝左衛門	印	印

(四) 明治維新の助郷

明治維新の始め助郷の夫役を免除されんを出願する者續出せしも未だ遞信の職制確立せざるを以て元年九月暫く從來の助郷制度襲用の己むなきを布告し、同月郡内にて七十七村と河内國丹北郡にて五ヶ村とを武佐驛助郷に定めたり、但し八十二ヶ

村全石高の内從來の諸引高を除きし殘額の四分に夫役を課したるなり、當時の史料左の如し。

三〇五一 金田村上田久郷東太氏記録

助郷者天下之公課ニ候處私役等を以種々申立候村邑も有之、右者奉對天朝恐入候次第ニ候、然ル處領主支配添書相認爲致歎願候向も有之心得違之事ニ候、尤難澁之村々ニハ甲乙御取調之上減役除免等可被仰付旨御布告も有之候得者、即今一同ニ申立候而者御組替之妨口ニも相成候儀大小緩急之次第深ク相辨へ假令領分支配之内難澁之村邑有之候共追而御取調相成候迄他村並之郷役相勤候様於府藩縣相應之手當致し置、眼前諸道之難澁相救御用辨致シ候様一同承知共々盡力可有之事、助郷組替相濟候分、追々宿方支配之府藩縣に御委任可相成候間支配違ニ不拘人馬觸當次第速ニ差出し都て其宿之指揮を請候様可致、郷方支配府藩縣ニ無之様可致候事、右之通被仰出候ニ付宿々ニおゐても此段相心得可申もの也。

辰九月

驛 遞 御 役 所 ⑩

守 山 宿 以 り

板 橋 宿 迄

同上

明治元年辰十月三日武佐宿より持參ニて致到來左ニ記。

追而此觸書早々相回し承知之旨別紙諸證文相添差出可申事
今般御一新ニ付て者宿助郷共組替被仰付候間、當辰年五月より來已年五月迄中壹ケ年左之村々諸引高除之、殘高之内四分通を以中仙道武佐宿に致、附屬御用無滯相勤、可申者也。

辰九月

驛 遞

御 役 所 御 印

江州蒲生郡

船木村	北之庄村	野田村	日暮新田	武佐宿
竹村	淨土寺村	西生來村	八幡新田	清水鼻村
林村	西宿村	東老蘇村	淺安新田	慈恩寺村
常樂寺村	上豊浦村	西老蘇村	山本新田	西庄村
淺小井村	中小森村	下豊浦村	長田村	石寺村
香之庄村	鷹飼村	東横關村	上平木村	馬淵村

中屋村	杉之森村	西庄淺小井村	小中村	友定村
安養寺村	大手村	上田村	南野村	上畑村
市井村	九之里村	御所内村	糠塚村	倉橋部村
多賀村	森尻村	千僧供村	今里村	多賀村の内市 井村三ヶ村北 之庄村
西本郷村	東川村	下羽田村	八木村	下平木村
鏡村	長福寺村	八幡町	常願寺村	宇津呂村
西横關村	岩倉村	梅原新田	脇村	宿村
辻村	庄村	中之庄村	冲之島	北津田村
奥の島村	王之濱村	丸山村	丸山出作村	白部村
白部村出作				
河州丹北郡				
北枯木村	南枯木村	矢田部村	油上村	芝村
右村々				
組	床	屋	共	

別紙驛遞司觸共相達候、早速相回し宿村請書相添宿方より當縣令所へ可致返上候也。

辰九月

大津縣令所

中仙道

武佐宿取締役

附屬村々

庄屋

年寄

急廻狀を以申入候、然者今般驛遞御役所より當宿附屬御增高被下置、并内引之儀ハ永荒高限に御座候様諸引御除相成候上者別紙御觸書にて御承知可被下候儀ニ候者村々限御請印可被下候儀ニ付、乍御苦勞、明後四日御本役之内庄屋年寄御印形御持參ニて傳馬所へ御出勤可被下候様仕度此段御頼申入候、依て如斯ニ御座候以上、

武佐宿

傳馬所取締役

大橋金左衛門 印

岡田次郎右衛門 印

清水鼻より

東古保志塚村迄

右村々々

御役人中

三〇五二 金田村上田久郷東太氏文書

辰五月より 己四月限 人馬賄金并諸入用割合目録

一 錢八萬四千四百九拾八貫三百九拾四文

勒人馬并諸入用辻

内

同壹萬九千三百拾三貫六百貳拾貳文

御拂取錢
其外請取錢
但右駄賃渡錢引

差引

同六萬五千八百八拾四貫七百七拾貳文

此割高壹萬六千五拾三石三斗六升八合

高百石ニ付四百六貫文

一 高貳百六拾五石貳斗六升七合

市橋下總守領
上田村

此掛り千七拾六貫九百八拾壹文

内

七百九拾貳貫八百文

九貫九百文

貳百文

三貫七百文

三拾七貫百二十七文

六貫七百拾九文

七百五文

百壹貫六百七拾拾文

小計

九百五拾貳貫八百貳拾七文

差引

百貳拾四貫百五拾四文

不足

右之通差引不足錢來る十五日迄ニ御傳馬所ニ御差出可被下候以上。

出人足九百九拾壹人
但壹人ニ付八百文
追人足九拾九人
まし賃
新右衛門増兵衛
勘入
ふさん三拾七枚損料
去辰七月中元三兩貳步
同十二月迄元利
元金三兩貳步金間
利 足 金 間
去辰十二月請取金
金拾兩貳步ト八百七十二文

明治貳己年九月

武佐宿

御傳馬所

取 締 印

勘 定 方 印

右 村

御役人中

(五) 愛知川驛の助郷と紀州徳川氏の
の通行

文政九年二月紀州徳川氏は江戸下向の爲め中仙道を通行せしは同年の鏡村記録に、
紀州様二月廿五日御參府、大津立、守山晝、愛知川泊りと見ゆ、當時愛知川驛の助郷たり
し郡内十六ヶ村へ廿四日付にて翌日八ツ時^{午後二時}到着にて人夫三百十六人を徴發せ
り此の三百十六人は當日愛知川着を迎へて同夜は驛に宿し翌朝高宮驛に送りて任
務を了へしものなり。

三〇五三 西櫻谷村蓮花寺奥野久太郎氏文書

一十四人	柏木村	一七人	三ッ屋村
一十六人	大塚村	一廿八人	布施村
一三十四人	川合村	一四人	下小房村
一廿八人	綺田村	一五人	石塔村
一十五人	大森村	一十一人	野出村
一廿六人	蓮花寺村	一廿一人	安部居村
一十四人	奥池村	一廿七人	佐久良村
一五十人	中之郷村	一廿一人	林村

右者

紀州様御參府御用人足に有之間、來廿五日正八ツ時、人數刻限無相違宿駕籠會所々
御差越可被成候、尤人足札相添遣し候間、出人足、名前書入、御渡可被成候以上、

文政九年二月廿四日

愛知川村

問屋 清治

粟田村

庄屋 作平

野良田村

庄屋 半平

右之村々

御役人中

(六) 石部驛の助郷と明治元二年の夫課状態

石部驛は甲賀郡にして東海道の驛次なり本郡内に同驛付屬の助郷あり今その村名詳ならざるも綾戸村苗村西中小路村岡山村加茂の一部は其助郷として夫役の賦課を受けし史料存す明治維新東京京都間の交通頻繁なりし中に此の兩年は明治天皇遷都の御幸あり東海道驛次の多忙なる状況は人馬數の上よりも知るを得べし郡内各村は中仙道の武佐愛知川東海道の石部水口土山等の諸驛に助郷として分屬し本業を殺かれ夫役に軼掌したり綾戸村苗村は村石高二百七十八石餘にして元年五月より十月迄半年間に八十九兩餘二年には三四二ヶ月間に六十五兩餘の夫役を課せられたり。

三〇五四 苗村綾戸共有文書

辰年五月迄石部宿附屬人馬諸賄入用目録

一金五千三百拾八兩三步ト

錢壹萬八千三百貳拾四貫

七百三拾三文

内

金貳百八拾九兩三步壹朱ト

壹萬八千三百貳拾四貫五百八拾五文

殘而

金五千貳拾八兩三步三朱ト永拾五文壹分八厘

此割高貳萬三千貳拾七石貳斗六升

高百石ニ付

金貳拾壹兩ト永八百四拾文

一金千貳百四拾壹兩三步貳朱ト

永八分三厘三毛

此割高百石ニ付

五月ヨリ十月迄六ヶ月分立拂人足三萬六千九百七拾人五分人馬雇立不用流賄分并諸役人給金諸入用共入用

六ヶ月分御拂賃錢引錢

御幸之節人馬足賄并諸入用人足御拂賃錢差引残り全く入用辻

金五兩壹步貳朱ト

永拾八文壹分

一高貳百七拾八石三斗九升

此掛り

綾 戸 村

金七拾五兩三分ト

永六拾四文貳分三厘

外ニ

金拾三兩三分ト

永百六拾九文五分

組打見込割

ノ金八拾九兩貳分ト

永貳百三拾三文七分三厘

内

金三拾參兩三分壹朱ト

永拾五文四分八厘

出 金 元 利

同壹兩壹分壹朱ト

出 人 足 平 均 過

永壹文四厘

同拾八兩ト

永百七拾七文八厘

出人足九拾六人
御幸人足五拾三人
賃錢并ニ里數相増共

同拾三兩ト

永八拾文

七月正金拾兩

ノ金六拾五兩ト

元 金

永三百九拾八文六分

殘而

金貳拾四兩ト

永三百三拾五文壹分三厘

石部驛

御傳馬所

明治元年
十二月

取 締 印

元 勘 定 方 印

御 役 人 中

三〇五五 同上 文書

巳年三月人馬諸入用賄勘定目錄

金貳千六百七拾三兩

永四百拾文貳分五厘

錢四萬八千三百貳拾九貫

貳百貳拾四文

內

金千八百五兩

永五百參拾四文五分八厘

錢千三拾九貫四百拾八文

金七百拾三兩

永八百三拾四文三分壹厘

惣差引

金五千六百五拾貳兩

永八百五拾六文壹分五厘

此割高貳萬四千八百八拾四石五斗

高百石ニ付

金貳拾三兩ト永四百文割

高貳百七拾八石三斗九升

此掛り

金六拾五兩永百四拾三文貳分六厘

又

金三拾四兩永九百三拾九文壹分八厘

金壹兩ト永五百七拾貳文貳分六厘

金百壹兩ト永六百五拾四文七分壹厘

內

錢六拾壹貫貳百文

同百八拾壹貫四百四拾文

金六兩ト永九百四文七厘

金拾參兩三分ト

三四貳ヶ月分并昨辰年より當巳四月迄折落分共
定例人足七千八百五拾五人三分八厘
御再幸人足四千九百九拾六人并
諸入用其外雇人馬足賄
諸入用諸役人月給利息賄共

ノ上

三四貳ヶ月分人馬
御拂賃錢被下分并ニ
御還幸御再幸定之御拂
賃錢被下候今共引

去ル辰年十月打當己貳月
折兩度分見込折過分金引

綾 戸 村

前四ヶ月折出金不足

四五六三ヶ月利足

不 足

出人足三拾四人
壹人ニ付壹貫八百文
御再幸人足四拾貳人外ニ添八人
四分壹人ニ付三貫六百文ツ、
御東幸賄金賸所より六百兩被
下分割戻
去冬諸入用組見込割
百石ニ付金五兩割戻ス

永百六拾九文五分

金壹兩三分貳朱

小

金五拾兩ト

永九百拾貳文五分貳厘

差引

金五拾兩ト

永七百四拾貳文壹分九厘 不足

右巳年八月皆濟請取相濟申候以上

惣代 田印
石部宿

明治貳年

巳六月

御傳馬所
取 締印
勘定元方印

綾戸村

御役人中

第十節 史料に見ゆる古人の交通

(一) 源義經平宗盛を具して西上す

一の谷屋島壇の浦諸所の戦に平氏を討滅せし廷尉源義經は敵將平宗盛を捕へ具して關東に下り、兄頼朝に謁し平氏追討の子細を語らんと腰越驛に至りしは頼朝は梶原景時の讒を信じ義經の入府を許さず、義經失望文治元年五月廿四日書を裁して大江廣元に贈り宛を述べしも頼朝の容る所とならず、酒匂邊に滞留せり、此間六月七日宗盛は鎌倉に護送せらる、頼朝之を簾中より見て再び義經の許に返す、六月九日義經は宗盛を具し恨を吞で西上せしが二十一日の朝野洲篠原に着し橋公長をして宗盛其子清宗を殺さしめ、清宗の首は堀景光をして同日栗田の野路口に梟せしめたり。

吾妻鏡には二十一日の朝卯時午前八時に篠原に着すとあり、又保曆間記には二十日篠原に着し翌朝殺害と記すれば二十日は一行が本郡を通過若くば寄宿せしならん。

吾妻鏡

文治元年六月

廿一日壬申卯刻廷尉着近江國篠原宿令橋馬允公長誅前内府次至野路口以堀彌太郎景光鼻前右金吾清宗此間大原本性上人爲父子知識被來臨于其所々兩客共歸上人教化忽翻怨念住欣求淨土之志云々

(二) 源頼朝の通行と小脇の宿

建久元年十月源頼朝京都に上らんと三日鎌倉を發し十一月二日近江に入り柏原坂田郡に到着陣あり五日野路栗太郡に到着す吾妻鏡に三日の記事を缺く柏原野路間に二宿あり佐々木氏の小脇の館に宿陣せしものならん

此二宿を前後の旅程に参照すれば三日は坂田の小野或は犬上の高宮若くば四十九院に宿し四日には本郡小脇なる佐々木氏の館若くば鏡驛に宿陣せしが如し五日野路に着する前野洲の三上神社にて椀飯酒肴を供せんとせしも之を辭退せり六日は降雨と惡日により滯留して七日着京六波羅の邸に入れり此日先陣隨兵の四十一番三人中に佐々木五郎義清あり又四十六番三人中に三郎盛綱の列名見ゆ

吾妻鏡

建久元年十一月

二日壬子於近江國柏原被召取前兵衛尉忠康則以雜色被觸申其由於民部卿經房之許云々

五日乙卯着御野路宿前右馬助朝房自當國三上社獻椀飯酒肴等不令領納之給云々
九日頼朝は宮中及び仙洞に參内し十一日には六條若宮及石清水八幡宮に參拜し十九日再び仙洞に參り二十四日右近衛大將に任せられしかば十二月一日大將拜賀式を擧げ十三日迄滯京あり十四日京を辭し其日鏡山麓を本郡に入り小脇の佐々木邸に宿せり

大將軍拜賀後の頼朝は畠山重忠和田義盛小山朝政梶原景時土肥實平比企能員三浦義連等を始めとして頼朝部下の東國武士幾百人威風堂々として扈從し佐々木氏の邸に宿陣したるは稀有の壯觀なりしならん爾後鎌倉時代の交通が愛知川より八日市に出て小脇の宿に通して鏡驛に出づる例となり小脇は守護佐々木氏在館の地として非常なる發展を爲し宿驛の地となりて南北朝戰亂時代迄繁榮を極めたり

同書

同年十一月

十四日甲午天霽前右大將家令下向關東給前後隨兵以下供奉人如御入洛之時中略

入夜風尤烈、令着小脇給。
十五日、乙未、箕浦宿

(三) 頼朝の上洛と鏡驛

建久六年三月南都東大寺の大佛修造就り大供養を行ふ將軍頼朝鎌倉より上り参列す、是より先き二月二日供奉人以下沿道の準備を沙汰し、八日足立清經を先發せしめ海道驛家より渡船渡橋等の諸準備を爲さしめ十日には路次の供奉人奉行を定む、畠山重忠を先陣とし和田義盛を先陣隨兵の奉行梶原景時を後陣隨兵の奉行とす、此くて十四日巳刻午前頼朝鎌倉を發して上洛の途に就く子息頼家并に政子夫人同伴す幾百の關東武士が隊伍を整へ將軍の前後を護して東海道を西上し美濃路に入り三月三日本郡に來り鏡驛に宿したり。

嘗ては九郎判官義經の元服せし鏡驛に征夷大將軍として數百の勇士を従へ宿陣したる兄頼朝の感想如何なりけん、鏡山下春宵の三日月は比良山頭に消へ右往左往の松明の火も絶へて鎌倉武士の夢靜に一夜は明たり、翌四日は入京の日なれば將軍以下の將士皆人馬に盛粧して隊伍整々南進す、延曆寺の僧徒は勢多橋畔に群集して其行粧を見る頼朝馬上悠然として群集中を進行し日暮六波羅亭に着したり、佐々木定綱以下一族も扈從す佐々木氏編参照、頼朝東大寺大佛供養後滯京三ヶ月餘に亘り六月二十五日京を辭して歸途に就く本郡を通過すれども二十八日美濃青墓宿に着せし迄の旅程を記せず、廿五六兩日中は鏡驛又は佐々木氏の小脇邸に一宿せしなるべし。

吾妻鏡

建久六年三月

四日、己丑、天霽、將軍家於江州鏡宿、前羈路鞍馬給、爰台嶺衆徒等、降于勢多橋邊、奉見之、頗可謂橋之前途歟、將軍家安御駕橋東、可有禮否思食煩、頃之召小鹿嶋橋次公業、遣衆徒中、被仰子細者、公業跪衆徒前、申云、鎌倉將軍、爲東太寺供養結緣、上洛之處、各群集依何事哉、尤恐思給侍、但武將之法、於如此所無下馬之禮、仍乍乘可罷通、敢莫被咎之者、不聞食返答之、以前令打過給、至衆徒前、取直弓聊氣色、于時各平伏云々、公業自幼少經廻京洛、於事依存故實、今應此使節之處、誠言語巧之鸚鵡之鶯驚耳、進退正而龍虎之募遮眼、衆徒感嘆、萬人稱美云々、秉燭之程入御六波羅御亭、見物車殆不得旋云々。

(四) 將軍頼經の通行と佐々木氏小脇館の宿陣

嘉禎四年曆仁元年正月二十八日將軍賴經は鎌倉を發して上洛す、北條泰時以下の御家人各々郎従を伴ひ數百の一行東海道を上り尾張より美濃に入り中仙道を近江に西上し、二月十三日美濃の垂井驛に次し翌十四日愛知川より八日市に通じ佐々木氏の小脇館に投じ翌日小脇を發して蒲生野を過ぎ武佐驛に出で栗太の野路驛に宿し一日逗留して入京の準備を爲し、十七日先後の隨兵二列に並列し騎馬堂々入洛して六波羅邸に着せり、百練抄に入京の狀を記して曰く十七日、關東將軍賴經上洛、兩太閤家實攝政兼相國平良於棧敷被見物、天下貴賤群集、人不得顧、車不得廻、修理太夫時房朝臣已下可然之、大名一人不漏參洛云々。

と記されて將軍部下の大名は悉く參加相隨ひ行列の盛にして觀者の多かりしは稀觀の壯舉と云へば小脇宿陣の際に於ける狀況をも思ふべし。

吾妻鏡 曆仁元年二月

十三日、巳丑、天晴、垂井。

十四日、庚寅、陰、小脇。

十五日、辛卯、天晴、野路。

十六日、壬辰、天霽、中略今日將軍家御逗留野路驛、明日御入洛之間、依被定隨兵以下行

列也、下略

入京せし將軍賴經は春夏秋冬の三季を京都に滞留し十月十三日に至りて歸東の馬に較し其日鏡山の麓より中仙道より蒲生野に入り佐々木氏の小脇邸に宿陣せり、佐々木信綱入道して在庄せしが是より先き宿陣の爲に御所を新築し善美を盡し以て將軍を迎へたり、天高く氣澄みし赤神山下は東國武士肥馬の嘶に一夜を送りたり、信綱入道は美酒佳肴を饗して將軍以下を慰めたり佐々木氏編、信綱條參照。

(五) 前將軍賴經の歸洛と鏡驛

寛元四年七月十一日前將軍賴經鎌倉を發して京都に歸る、二十四日美濃の垂井驛に次し二十五日は坂田の番場驛に宿し二十六日日本郡鏡驛に宿し翌日野路驛に次し、同夜深更に發足して二十八日晚入洛せり、供奉の士は別れを惜みて滯京し八月一日京を辭して歸路に就けり、鏡驛は更に同夜の宿所たるべし。

吾妻鏡 寛元四年七月

十一日、丁卯、天晴、入道大納言家御歸洛、今曉令進發給、

供奉人

前 讚岐守親實	前 石見守能行
前 隼人正光景	山城入道元西
信 濃 權 守	隼人太郎左衛門尉光盛
信 濃 右 馬 允	高橋右馬允光泰
彌五郎右馬允盛高	齋藤左衛門尉清時
藤四郎左衛門尉秀實	十 郎 兵 衛 尉
以上、可祇候京都	
相摸左大夫將監時定	前 佐 渡 守 基 綱
前 大 宰 少 貳 爲 佐	前 能 登 守 光 村
前 大 隅 守 忠 時	前 筑 前 守 行 泰
主 計 頭 賴 行	毛 利 藏 人 經 光
下 妻 四 郎 長 政	大 曾 禰 左 衛 門 尉 長 泰
上野彌四郎左衛門尉時光	宇都宮五郎左衛門尉泰親
駿河五郎左衛門尉資村	肥前太郎左衛門尉胤家
武藤左衛門尉景賴	

已上路次奉計也。

此外三室戸大僧正、宰相僧正以下高僧數輩陰陽道輩少々同心飯洛云々。
 十二日、戊辰、鮎澤、十三日、己巳、木瀬河、十四日、庚午、蒲原、十五日、辛未、手越、十六日、壬申、島田、十七日、癸酉、懸河、十八日、甲戌、池田、十九日、乙亥、橋本、廿日、丙子、豊河、廿一日、丁丑、矢作、廿二日、戊寅、萱津、廿三日、己卯、墨俣、廿四日、庚辰、垂井、廿五日、辛巳、馬場、廿六日、壬午、鏡。廿七日、癸未、野路、晝御宿也、於此所日暮及夜半令立給、未日依爲御衰日也。廿八日、甲申、寅刻經粟田口御入洛云々。

(六) 宗尊親王の東行と鏡驛

建長四年二月將軍頼嗣歸京し三月宗尊親王代つて鎌倉に下り翌月將軍宣下さる、その出京は三月十九日にして仙洞御所より六波羅邸に入御あり、同邸より隊伍を整へ吉田中納言爲經、土御門宰相顯方、花山院中將長雅、右中辨顯雅等の公卿扈從して辰刻

八午前 出京正午栗太郡の野路驛に着し午餐あり、同夜は鏡驛に宿せらる、佐々木六角泰網諸事を奉行す饗應の獻立以下左記吾妻鏡に見ゆ、二十日鏡驛を發して犬上の四十九院驛に午餐し其夜は坂田の箕浦驛に宿されたり。

吾妻鏡 建長四年三月

十九日癸卯天霽今曉三品親王關東御下向也、自仙洞入御六波羅、八葉御車吉田中納言爲經卿土御門宰相中將顯方花山院中將長雅朝臣、右中辨顯雅朝臣等連車、辰一點令起六波羅給御輿也、午刻着御于野路驛、

御儲事

上料 六本立御酒一瓶子、小御料、同御肴、八種菓子。

女 四人 三本立、酒一瓶子、小御料、菓子同上。

侍所 小續五、菜五種、汁二、酒肴一具。

力者 小舍人等分、櫃飯廿五合、秣百束。

御雜事

米卅石、白米二石、宣旨大豆三石、同斗秣二百卅束、藁八百束、糠十石、薪二百卅束、炭五籠、送夫六十人、贅殿入物、御菜十種、精進二、灸魚鳥八、上白米三斗、宣旨

入夜着御于鏡宿、佐々木壹岐前司泰綱儲雜事云々。

上料

棚菓子十合、八種菓子、御配二瓶子、御肴二折數、居角小

六本立、衝重朝夕、居御料、御菜七種之、追物、御菜八種、小御料、御菜七種、一菜三種

汁物二、冷温、御肴一前、三種、

女房四人

三本立、衝重朝夕、御料、菜七種、召御料、菜八種、追物、菜六種、小御料、菜五種、菓子、二折數、酒一瓶子。

侍所

小續十五前、菜五種、汁二、冷温、酒肴一具、大肴、

力者十二手、上三手、女房中九手、并小舍人所

櫃飯二十五具、具別飯一櫃、雜菜三種、大瓶一荷、折敷卅枚、土器百、大小箸百廿前、

御雜事

能米三十石、白米二石、宣旨大豆三石、同斗秣二百卅束、藁八百束、糠十石、薪三百卅束、炭四籠、續松三百把、油一升、進贅殿入物、米、上白、送夫五十人。

廿日、申辰、晴、晝四十九院御宿、夜箕浦。

(七) 源親行の東行と武佐驛

仁治三年八月源親行京都を出で、關東に下る。十日鏡山中の道を過ぎ武佐寺畔の旅亭に宿し都門を出で、秋風寂莫の驛次に行路を感慨し、翌十一日は笠原の野原を過ぎて老蘇の老杉陰鬱の間に和歌を咏して東行せり、左記紀行文により仁治年間武佐寺の存在及び武佐老蘇の間に笠原の野原といひし地名の在りしを知る今の西生來より西老蘇間の野道の謂ならん。

東關紀行 源親行

仁治三年八月十日

鏡の宿にいたりぬれば昔な々の翁のよりあひつゝ老をいとひて詠ける歌の中に、
鏡山いざ立寄てみてゆかむ年へぬる身は老やしぬると。

此山の事にやと覺えて宿もからまほしく覺えけれども猶おくざまにとふべき所ありて、うち過ぬ。

たちよらてけふは過なん鏡山しらぬ翁のかけはみすとも。

ゆき暮ぬればむさ寺といふ山寺のあたりに泊りぬまばらなるとこの秋風夜ふく

るまゝに身にしみて都にはいつしか引かへたるこゝちす枕にちかき鐘の聲曉の空にをどづれてかの遺愛寺の邊の草の庵の寐覺もかくや有けむと哀なり行末とをき旅の空思ひつゝけられていといたう物かなし。

都出ていくかもあらぬ今夜だに片しきわびぬ床の秋風。

この宿をいで笠原の野原うちとをる程においその杜と言杉むらあり下草ふかき朝つゆの霜にかはらん行するもはかなく移る月日なれば遠からずおほゆ。

變らしな我もとゆひに置霜も名にしおいその社の下草。

(八) 僧存覺と瓜生津

存覺は本願寺三代覺如の嫡子なり幼名光日又興親光顯等と改む父祖によりて眞宗の教旨を學び南都及び叡山に越き三乘一乘の蘊奥に達す次いて青蓮院慈道の門に入り又日野資光の猶子となり名を光玄と改め久しからずして存覺と稱す元亨元年故ありて覺如は存覺を廢し次子從覺を以て後嗣とす存覺上人一期記に此兩年口舌事相續遂預御勸氣之間云々とあれば家庭不和合の廢嫡なるが如し同二年七月二十日存覺は京を出て關東に行かんとて道本郡瓜生津玉緒村に著せり瓜生津は僧愚咄の

在所にして愚咄存覺は既に久しき交情あるを以てなり、爾後存覺が關東往復には瓜生津に寄宿せしのみならず妻子をも寄寓したり、即ち關東に下りし存覺は翌年三月晦日奥州より瓜生津に着し一ヶ月滞在の後了源佛光寺祖の建てし山科の寺に歸れり、了源深く存覺に歸依して其教を受く。

元弘元年正月汁谷の住寺炎上す存覺妻子を携へて瓜生津に來り奈有光御前と光徳九七を愚咄の家に預け己れは二月十一日鎌倉甘繩に着せり、三月八日瓜生津に寓せる室は一女を擧ぐ瑠璃光女是なり、存覺は鎌倉に在る事二年餘同三年正慶元年六月西上して犬上の四十九院に四十餘日間滞留し更に瓜生津に着して後京に入れり。

建武三年足利氏の兵塵は京都に漲りて車駕延曆寺に幸ある騷擾なれば覺如は溝抗邊に下向し、やがて部下數十人を従へて瓜生津に來りこゝに越年せり、其間大谷の御堂は兵火に燒失し宗祖の御影も回祿せり。

翌四年九月存覺は愚咄の周旋により十七年間疎隔せし父子間の勘當を許され十八日源中納言雅康の邸に會見あり、以後同居せしが後京都に常樂臺を營みて居所とせり、愚咄は木部錦織寺に寺主となり法嗣慈空卒せしにより存覺の子綱嚴を請ひて寺嗣とす綱嚴は即ち慈觀なり、瓜生津の寓所は今の弘誓寺なりといふ。

三〇五六 存覺上人一期記

元亨二年(卅三歲)

此兩年口舌事相續、遂預御勸氣之間、六月廿五日令退出寄宿牛王子辻子、七月廿日出京著江州瓜生津、是年於奥州越年、是者東國同行等和睦口入之爲也。

同 三年(卅四歲)

三月晦日、自奥州著江州瓜生津、五月趣歸洛、了原所建之寺山科也。

同 四年正中元年(卅五歲)

七月二十四日愛光誕生在所佛光寺也

正中二年(卅六歲)

八月晦日、光徳丸誕生

元弘元年(四十二歲)

正月廿二日進發關東汁谷炎後以窮困之故也、先着瓜生津、奈有光御前、光徳令同道預置彼所了、柏庭母者無住和尚同宿之處、塔主辭仁和寺籠居之刻、住東福寺普門院、二月十一日著甘繩願念海宿所、三月八日於江州瑠璃光女生、十二月頃爲倉柄沙汰、留置江州、大晦日著倉柄宿所。

正慶二年六月九日立鎌倉至四十九院四十餘日也、自瓜生津着佛光寺。

建武三年(四十七歲)夏頃大上御下父覺如向溝杭邊云々幸坂本時大谷殿上下相具數十人没

落瓜生津御越年云々此御留主大谷殿堂御留主御堂御影等同祿了光德丸住鹽小路

烏丸興國寺。

同四年(四十八歲)

春頃大上御歸洛御居住西山久遠寺

閏七月歸京九月依愚咄坊口入預大上御免同十八日相伴(瓜生津人也)愚咄坊參了其時御在京八

條源中納言雅康卿亭也、可同宿之由被仰之間參住也、十月之頃御堂歸座之事唯善坊

遺跡令承諾之由依有其說高田專空等為御迎下向彼境此上者爭不動座之由被仰則

御下向予奉扈從了依無其實專公空歸於尾州參會之間御上洛予又同前御下向之候

者先著瓜生津彼坊主奉伴大和性空同道。

(九) 二條良基小島下向老蘇森

正平八年文和二年六月官軍足利義詮を京都に攻む義詮後光嚴帝を奉じて美濃國に奔り

小島の行在に移る軍事志参照七月攝政二條良基近江路を下向して小島に行く鏡山を過ぎ

て老蘇森に一宿し去りしが九月帝の還京に従ひ上京す十八日犬上の敏満寺に宿し翌十九日武佐の長光寺に着御一宿あり二十日は石山寺に一宿し給ひ翌日還京し給へり。

小島のくちすさみ 攝政良基公

文和二年七月

又かゞみといふ山をすぐ立よりてみまほしかりしかどゆくさきをくいそぎしかばたゞ道行ふりにて過ぬ。

はるくど行末遠く鏡山かけて曇らぬ御代ぞしらるゝ。

人しれぬ心のうちのあらましもことふきめきていと物佗しきにやおいその森といふ所はたゞ杉のこすゑばかりにてあらぬ木はさらにまじらず山もどかけてながめの末いと見所おほし道とをく行くれぬればこしかきすへてこよひ一夜の草の枕もいづくにかと里とふにどしたけたる尼ひとり出このあたりのさいかくありげなりしかばこのもりのけしきこそいとなさけふかくみね侍れ名をはなにと申にかとたづねしかばこのあまのいふやうこれなんふるき名所に侍りける尼が年の名にて侍るよしをぞこたへしかるものゝなかにも心あるものいひさらに

みなかびたり共おほはせず、いとあはれにて、

今はこの老(身カ)その杜ぞよそならぬ、三十あまりもすぎの下影。

みだりごゝちなをむつかしければ、一夜はとゞまりつゝ、ま日ばかりにてありし道のゆゑさき、するゝともあらで、ひかすのみぞ、つもりける云々。

同年九月二十日

こよひは敏満寺といふ寺にいらせおはします、又の日は、空もはれて、人々みな朝衣にて供奉す、むさてらに御つきあり、それより石山へつかせたまふ敏満寺文和臨幸記には十八日に作る

(一〇) 足利義教の富士遊覽と武佐驛

永享四年九月將軍足利義教鎌倉の動靜を窺はんが爲め名を富士遊覽に托し駿河國に遊ぶ、從ふ所の公卿には飛鳥井雅世三條實雅、武士には細川持春、同持賢、山名時熙、同熙貴、一色持信及び常光院法印堯孝等なり、一行は十日京を出て近江に入り武佐に宿せり、此日秋霖初めて晴れ湖上の眺望清明なりき、十一日は曉早く發興あり、犬上の四十九院に憩ひ其夜は美濃の垂井驛に宿せり、かくて十八日駿河國府に着し翌十九日に富士山を望み二十日は興津の清見寺に詣て二十一日歸路に就けり。

二十七日垂井の宿を發せし義教は老蘇の森の紅葉猶淡きを咏し再び武佐驛に宿し其夜老蘇の即吟を一行に召せり、飛鳥井雅世常光院堯孝等之に和す。

覽富士記 (堯孝法印紀行)

永享四のとし長月十日のほごに思召立れ侍り、折しも秋の雨、日比降つゝきて晴間も見へ侍らざりしが、御立の曉よりいつしか空のけしきすみわたり、のどやかなりしぞ、かつく有難く覺へ侍る中略。

やす川のあたりに御よそひをみ奉らんとて、そこらつごひ居たり。(歌略)

今日の御どまりはむさの宿都より十三里とかやなり、つぎの日、夜ふかく山のまへと申所すぎ侍るとて、

月もかな秋霧ふかきあし曳の山のまへのゝしのゝめの道

四十九院の宿云々「下略」

(歸路の條)

廿七日むさの御どまりにて、みせられ侍し御咏二首

「若枝だにまた染出ぬこの秋の老曾の杜の陰を淋しき」

「ふり出て時雨も露も猶そめよ紅ひ薄き四方のもみちを」

このうち老曾の森の御詠を和し申入侍し、

「名に高き老曾の森の松の陰やがてさしそへ千代の若枝」

〔下略〕

富士紀行 (飛鳥井雅世紀行)

永享四年九月十一日

いまた夜ふかきに老曾社はこゝのあたりと申侍りしかば、

「明やらぬ、おいその杜の薄紅葉今は夜ふかき色かどぞ思ふ」

山前とかや申所にて、

賤のめが通ふいへるも稀なるや麓は山のまへのたなはし。

(中略) 歸路の條

この御とまりにて御詠を被下侍しに

若枝のみそふべき千代の秋かけて何か老曾の杜の紅葉

臨時課役の賦課

將軍義教富士山眺望の旅費は臨時課役として近江國にも賦課せられたり。

三〇五七 永享年中文書載

袖判

江州敏滿寺雜掌申、臨時課役事、爲御祈禱所帶諸公事免除御判之處及非分之催促云々、事實者太不可然、早止其責可被申披子細之由所被仰下也、仍執達如件。

永享四年

九月十八日

佐々木治部少補殿

是れ佐々木京極持高が犬上の敏滿寺領に臨時課役を賦課せしにより同寺雜掌は其不法を訴へ依て幕府の奉行は從來諸公事免除の同寺に賦課の不法を停止せしめたるものなり、國家の祈禱寺として特典ある同寺は免除せられしも國內一般に賦課されしを此史料によりて知るなり。

(一一) 一條兼良の通行と武佐滞留

應仁の兵火京都を灰燼せし爲め難を奈良に避けし前關白一條兼良は文明五年五月二日奈良の寓所を出て、滋賀の坂本に來り、湖上を渡りて五日の朝坂田の朝妻港に上陸し七日美濃鏡島に着して知人を訪ひ滞留して齋藤利藤入道妙椿の館に遊び詩

歌等を咏し居りしに、十一日細川勝元卒去せし報に接し二十日歸路につき再び近江に入り磨針嶺を越へ二十一日は小野に宿し二十二日本郡に入り觀音寺を山上に仰ぎ老曾杜を過ぎ即吟を咏し其夜武佐驛に宿せり齋藤妙椿より佐々木氏の臣伊庭氏に宛てし用向にて伊庭氏に遇はんとせしに其日他出中なれば使を遣はし其返事を待つ爲二十三日は武佐に滞在せり時恰も五月雨の頃にて終日降雨あり風も烈しくて一段旅愁の情深かりし二十四日伊庭氏の兵士來り用事を濟したれば雨を突て水口に出て伊賀越にて奈良に歸れり按するに本郡の通路は横關より岡屋に通じ下田越を取りしものならん。

藤川記

(前略)

觀音寺といふ山寺を見やりて此の名は諸國にあるにや、いさゝか聖廟の御詩を思ひいで。

あふみちも心つくしの旅なれや、たゞ鐘を聞く古寺のまへ。

老曾の杜にて、

我袖に駒もすさめぬたぐひにて、おいその杜の雫をぞかる。

我こそは、おいその杜の郭公、おのがさかりの聲な惜みそ。

其日は武佐といふ所にやどる。

ものゝふのゆがけはたてぞなびくなる、うべこそ武佐の名は残りけれ。

二十三日猶武佐に逗留す打進りのこと僧都方より伊庭に申しつけ侍りけるが、三里ばかりを隔てたる所へ使に出で留守なりければ、伊庭方へ使の行きて歸る間、

(當利藤入道)

時刻移るによりてなり、其日は雨降り、風烈しくて、地生の小屋の、假臥ならぬ旅のものうさ言はずとも知るべし。

南來北望漢宮天、一夜江邊聽雨眠、

白髮更添新白髮、青氈不是舊青氈、

二十四日伊庭方より兵士來る、其日も雨風やます、水口を過ぐとて、

雨なれば、小田の水口せきもあへず、すだく蛙の聲ぞあらそふ。

(一一) 飛鳥井雅親日野の新熊野に參詣す

應仁文明の亂を避けし權大納言飛鳥井雅親は已れの領地なる甲賀郡柏木に來寓せしが、文明六年九月廿九日綿向山下の新熊野神社に參詣し沿道の紅葉を賞して和歌

を咏せり、新熊野は西大路村熊野なり。

亞 槐 集

文明六年九月十五夜江州柏木に住侍し時春日社參詣時亂世によりて道すなほならぬ折にてしがらき龍泉寺といふ寺にやどりてよみし

もみち葉の光に分けし影暮れて月にぞ明かす三山への宿

同年九月廿九日柏木郷より蒲生郡新熊野へ參詣の道すがら紅葉の盛にみな人

歌よみし次に

もみち葉をあかちになしてつれもなき松こそ山の錦なりけれ

思ふごちきて見んことや稀ならん山はとりくもみちするとも

(一三) 太田道灌の上京と老蘇杜及鏡山

文明十二年太田道灌は關東より上京せり、沿道の景勝史跡を記し和歌を咏し一部の紀行就る平安紀行是なり、本郡にては老蘇杜鏡山に咏歌したり。

平安紀行 文明十二年 太田道灌

老曾のもりにて、

きわねたゞ、老曾の杜の秋風も、心にかよふ袖の上の露。

鏡山をみやりて

かはり行、かげもはづかし鏡山、くもれ中々みねの計りに、
年月のうつりきぬれば鏡山、昔にもあらぬ蔭やみゆらん。

(一四) 柴屋軒宗長の來遊

宗長は連歌の名人なり柴屋軒と號す駿河國島田の人なり國主今川義忠に仕へて近侍たり、宗長歌人宗祇に連歌を問ひ一を聞て十を悟り遂に仕を辭し庵を結び居る、宗祇歿して後衆相議して花下宗匠と爲さんとす、宗長固辭して聽かず、柴屋軒と號し永享六年奥州白川に遊び「あづまのつと」を著はす、大永二年三月廿七日伊勢梅戸より八風峠を越へて近江に入り神崎の山上に一宿す、佐々木定頼は當時在京なりしが臣後藤但馬守人夫を遣はし輿を供し山上に出迎はしめ武佐の長光寺に宿せしむ、谷中務、中郷土佐守等來り侍す、かくて翌廿九日鏡山の麓を通りて矢島の小林寺に入れり。

宗長手記

大永二年三月二十七日

老のこしかき二三十人、梅戸よりやどひ喚て、左右の大石をふまへおち、流津波をまたげ度々心を惑ひし空へもかきあぐる、こちして、やうく峠の一屋に一宿、あくるあした、江州山上の會下寺一見して、麓の「たか野」といふ里に日たかく一宿、此あたりの知人、酒肴持せ物語りめづらしかりしなり、又觀音寺より後、藤但馬守佐々木六角の爪牙の臣のむかへ、こしかき人夫あまた來りて、長覺光の寺爰も日たかく一宿、谷中務なごも中郷土佐守來て物がたり、明る日矢鳥の小林寺、薪酬恩庵、末庵鏡山を過とて、俳諧又一笑々々、

鏡山いざ立よりて見てゆかじ、年へぬる身はおしはかるなり、

ひとりわらひして、小林寺、そのあした木の濱の渡りまで、寺の僧送りして云々、

(一五) 定頼平井氏をして、宗長に年始の禮物を贈らしむ

大永七年正月、定頼は平井右兵衛尉をして、年始の音信を在京の連歌師宗長の許に贈らしむ。

宗長手記 大永七年正月

觀音寺より平井右兵衛尉、年始音信、樽二荷、雁荒卷色々、中郷土佐、正月に獨吟のためとて、舊冬より所望に、

あさがすみみなみを四方の立とかな、

江州は南北といふにや、

矢嶋馬場兵庫助興行、

梅やなきにほふがうへのかすみかな、

(一六) 僧嚴助の武佐宿泊と觀音寺城見物

天文二年五月山城國醍醐寺理性院の僧嚴助は信濃に行かんとし、一行十三人山伏の服装を着し五日醍醐を發し、其夜は武佐驛の鳥屋旅館に一宿し、翌六日武佐を立ちて、佐々木氏の觀音寺城に登りて城内を巡覽し、同夜は犬上の多賀に宿し、七日には保月越七里の山道を通して美濃の一瀬に宿したり。

嚴助信州下向日記

天文二癸巳年五月五日晴、今日信州下向進發、供奉、可律師幸巡下法師斗也、慈心院

同被下向之間同道也、侍從出羽海巡、海音、其外下法師等以上悉皆衆十三人山伏出立也、從醍醐江州ムサニ一宿也、鳥屋ト云々、

六日晴、ムサヲ立觀音寺城見物、ハ晚多賀ニ一宿、予依服中、明神不詣、有恐有愼者也。

七日晴夕大雨、立多賀懸大山、ホウツキ越云々、山中七里ヲ行、濃州一ノ瀬ニ一宿、

(一七) 山科言繼と武佐長光寺及八風越

天文二年七月尾張の織田信秀の處に行く使命を帯びし京紳山科言繼は二日飛鳥井雅敦と共に京を出て、坂本に宿し、翌朝比叡辻より乗船栗太の支那濱に上り守山の守善寺に晝食し武佐に來り長光寺に宿す、四日は人夫無き爲一日同寺に逗留し、五日朝馬三疋と人夫とを雇ひ八風街道を山上に通じ沿道の狀況を視つゝ永源寺に着し、含空院退藏寺等を巡覽し塔中雄相庵に宿し長光寺より持參せし芳醇を酌みて一宿し、六日八風峠を越へて伊勢の梅戸城に着せり、當時梅戸氏は佐々木定頼の弟右近太夫高實養子たり、同地に一宿し七日桑名に着し海潮悪しく八日乗船して津島に渡り夫より織田氏の在所に到着す、十餘日を経て二十日歸途に就き中仙道を上りて二十

三日坂田の朝妻港に着し翌日湖上を渡りて坂本に上り歸京せり。

言繼船記

天文二年七月二日

飛鳥井へ罷向、藏人來、三人令同道、坂本へ下候了、尾州へ下向也、予共雜色與三郎一人也、七時分坂本宿善養坊へ付候了、三日四時分立、比叡辻へいつしより乗船、支那へ上候了、守

山之内守善寺と云時衆所にて湯汁候了、從江州馬三疋來、飛鳥井予藏人乗候了、

江州むさの長光寺に一宿候了、伊川能登守沿田彌五郎被來候了、

四日人夫不調候間長光寺に逗留候了、

五日馬三疋人夫等來、四時分立候了、九過時分仁山上へ付候了、所々見物驚目候了、永

源寺含空院退藏寺方々見物、各の宿雄相庵と云々、

今朝於長光寺慈善とくり持來候了、

六日今日五時分立、はつふたうけを越候了、九里皆坂也、一段之坂也、八過時分伊勢國

梅戸城へ付候了、小庵ニ一宿候了、

七日今日五時分旅家を立候了、送馬三疋有之三人乗了、八時分ニ桑名之津へ付候了、

道五里但七里餘有之、今日可乗船處、鹽時惡敷故逗留了、

八日桑名乗船八時分ニ尾張國津島へ付候了、七時分織田三郎方へ罷向。(以下省く)

(一八) 連歌師宗牧の來遊

宗牧は俳人にして連歌師なり專碩の門人にして松永貞徳の師なり、天文十三年十月京を出て近江に入れり、是より先き將軍足利義晴細川晴元と不和なりしが七月佐々木定頼上京して兩者間を融和し歸國後病床に就けり、九月下旬宗牧は近江に來り野洲の永原なる永原重秀の邸に宿し十月二日西庄金田村に著し翌三日は慈恩寺安土村の月次連歌會にて觀音寺城中の佐々木氏の重臣等も會合すれば宗牧此會に臨みたり、其後觀音寺に登城せしに定頼は病後猶重臣等の面會を避け居りしも宗牧の登城を引見せり、子息左京太夫義賢、大原中務大輔高保を始め、永田備中守、碁客了本、并に猿樂師一兩人座に侍し酒肴善美の饗應あり一座深更に及べり、宗牧は城中に連日留連し永田備中守進藤山城守平井加賀守等の邸に連歌會を開き酒宴茶會殆ど寧日なかりき、それより神崎の建部源八を訪ひ亡父左馬允の遠逝を吊ひ追善の連歌會を催し、更に歸りて池田平井等後學の爲に連歌の道を講じ四五日逗留して犬上の多賀に出て十月晦日伊勢國に向へり、終始一ヶ月を近江に送りし宗牧の狀は其紀行文中に詳記せら

れ觀音寺城眺望の廣濶より佐々木氏の城中に珍什名器の豊富なる事等をも偲はるゝ外戰國亂離の世の武士が争ふて文學を好み又禪に參して心神を修養せし等をも知らるゝなり。

東國紀行 (宗牧の紀行)

天文十三年

京都例の治り難く、和泉河内の敵出張の風説しきり、公方細川晴元の御間も物いひひそめく様なり、六角殿佐々木定頼參洛有、御存分ごも出入仰せ宥められてや有りむ、やう／＼初秋の末つかた鎮るやう也。

中略

神無月一日又すきしやうに永原越前守申されて

けふは世に空もくもらぬ時雨かな

晴たる空に折しり顔なる時雨過ぬめり

中略

二日西庄に着たれば、あす慈恩寺の月次、觀音寺衆下山參會然るべき由にて誘引、此次平井加賀守、種村參河守など來臨あるべければとて、竹内七郎左衛門興行。

散にきや染つくす山の村紅葉。

紅葉のさかりながら、冬季事かける五文字なるべし、觀音寺登城、去夏御參詣、毎日御氣も盡されじ名殘、其年の御不例并發蘭軒召下されて祈療のこる所なくて、此比聊か御快氣とて澄玄さへ下さるべき、折よく罷下りたるよし、進藤山城守御内議聞かせられたり、宿老面々にさへ御對面なき頃なれば御禮も憚り多くて、さたにも及ばざるに、過分の事也、誠に御相伴とても、左京太夫殿、中務大輔殿、永田備中守、若打了本、猿樂一兩輩次の間にしようしたる計なり、座敷は二階、尤眺望をいは、老曾森麓の松原に續て、板倉の山田、蒲生野の玉のをやま、さながら磨ける砌なるべし、遠くは大和、河内、伊賀、伊勢の山も殘るくまなし、近き海づらかけたる、津田の細江、登蓮法師が住けむ、阿彌陀寺の西日移り行、水莖岡の湊、空飛雁に、蘆間の小舟もぢめ分れぬ風景、西湖の十境は繪にも書けむかし、數寄の御茶湯、名物數を盡され、獻々はいふに及ばず、御菓子飾り、花結び、葉のゑようなど、目もあやなり、蓋は、度重なれど、御養性堅固の事にて、各のみ酩酊無正躰ほご也、澄玄長々在城故にや、三雲新三郎に、岡ゑひ海よりも、深うあひまひ敷しらす、はてはもしらす、いかゞ御覽じけむ、夜半已後退出、澄玄に和韻の一軸、左京兆より弟子宮内卿に、尊圓親王の御筆詩歌一卷拜領させられた

り、殊に御手跡比類なきうへ、所々より集められ、一くだりをも御秘藏有ける比、面目の至これに過べからず、十五日は、永田備州例年日待興行とて使有、餘醉も迷惑の事ながら、夕かけての會なれば、

ふむあともあらしは月のふゞき哉。

今夜清光、當山の岩ふむ苔にみちたる様なり、進藤山城守、新造の一座、

秋ををきてときはの花や宿のきく。

會席の飾り大酒のしたて、先夜太守の儀式に劣らずや有けむ、平井加賀守亭にして、

神無月はるににほてる海邊かな。

可憐冬景似春花をどある心にや、亭主知行豊良の里の眺望成べし、

染かへて太山や宿の初もみち。

神無月廿日、俄に初雪ふれり、兼日の有増なれば、何やらん心ありて侍れど、此雪をばいかゝなごおほせての事也、建部左馬允といひしは、多年の智音異なる事にて侍りしを、四五ヶ年此方、中風散々、去年も養性のためとて上洛、ここさら草庵に心易くなご申あひて、療治も油断なかりしかど、其驗もなく、身まかりぬ、京より態も吊になご思ひしを障る事ありて、此下國序ひの様ながら、妙園寺までをどづれ侍れば、頓て

源八對顔、老涙も留め難く、言葉も結ばほれたり、せめての志と覺わて、阿彌陀經つかはすとて、裏に書つけ侍りつる。

蓮葉に結びかへてや別にし恨もきわぬ秋のゆふ露。

打頼りたる病中にも、此金典手づから書寫、讀誦せしとて、一卷取出て見せられたり、志うつせるならし、在京の時は、妙心寺の長老、相看申てちと參禪の心も有けむ、終の事契約申置しを、下國して念佛三昧になれり、先祖より淨土一宗におもむきたる家なれば、つねのいと強きによれるにや、追善の一座、源八望のよし、尤に覺わて、この經の肝文、是人終時の四句を、一順の句の頭にをきて、

せめてつめ忍ぶはかれぬかたみ哉。

其名をだに忍ぶべきのよしなり、別は欲によらぬ心なるべし、手跡を始め、何の道にも心とめて、氣分も侍なりし人也けむ、ことに左京兆御幼年の程、御手習も後見をも申たりしかば、御兩どのも折々おしめすと、なり、源八又相らぬ様なり、此會已後、早々罷たつべきに定められたれば、下内太郎左衛門して、池田宮内卿、平井右兵衛尉、其外若衆達、連歌の抄一卷なにも、講釋懇望、有宗祇詠草の内、下草のうち耳遠なる句もありなごいふ人有て、又四五日逗留やうく、高宮へつきたり、高宮父子無内外、在京

の里とも思ふ人なれば、伊勢まで送りの事など、いふに及はず、まつ興行參河守、

朝しもの下草あをき日影かな。

又右京兆所にて

ひろふまで色こき庭の落葉哉。

落葉の中に、取分色こきを自愛し侍るばかりなり、一兩日遊覽、京ふみかきて、こむすめなごみやげ遣して慰めたり、多賀豊後守を御社、このつゐて、法樂の事、觀音寺在城の時分より申送られしかば、東路のをのが法樂にもやなご同心したり。

杉の葉の夕はないくへ今朝の霜。

此會に北郡碧瀾齋來りて逢ひたり、近年越前へ下國の事絶たれば、彼京極殿へも不申上、淺井備前遠行己後の怠りなご、よき便宜にて、こと傳などしつゝ、十月晦日比、伊勢、しろせといふ里まで下りし云々。

(一九) 里村紹巴の來遊

紹巴は有名たる歌人なり、臨江齋又醒子と號す、奈良の人なり、幼にして氣概あり、無位と雖も大名を天下に成さん事を志す、偶周桂に連歌を學び、刻苦多年、遂に妙境に造る。

王侯士庶争ひて之に師事す、永祿十年二月坂本より舟に乗じて野洲郡小濱の進藤山城守貞治の邸に着し、夫より水莖岡津田の入江に舟遊し、佐々木の威徳院等と舟中に盃を傾け興し合ひ、二月十五日には光岳和尚の七回忌追善千句會に列し、平井加賀守布施新藏人平井駿河守威徳院等と連歌を咏し、十九日には玉緒山の麓を回りて布施賢友の邸に着し、二十一日には石塔寺の勝藏坊にて連歌會を催し、竹林寺觀道坊の墓を吊ひ日野に至り、蒲生賢秀の城中に一會を開き、後甲賀郡に出て伊勢に入れり。

紹巴富士見道記 永祿十年二月

舟をば渚こかせ、日も入方に、坂本の北浦より城州(進藤山城守)の構に差上りぬ、二日計有て、水ぐきの岡の屋形の霜の降はも妹と寐しだになごかこちて、津田の細江(阿彌陀寺)登道法師の薄の朽せぬ古事に心移せるに威徳院棹さし向ひて、城州の舟にも盃ありけるよと乗うつり、日を暮しぬ、佛涅槃の日より、光岳和尚七回に千句すべしとて、第一發句とありしかば、

花を今日つみてしほれぬ袖もなし。

孝子平井加州威徳院布施新藏人平井駿州已己心を合ての事をろそかならず、嫡孫滿座の已後出席有て、若衆を集め舞臺など假初ながら構て、肉身の歌舞のぼさち出

現宗和往生の庭かと思へり、十九日には心前一人伴ひ、昌叱は都の留守にこいひて、めぐり逢ん玉の緒山、裾野を別れ行くに、威徳院能せし若衆を持來り給へり、取々の盃杯に一里餘りの道に日を暮らし、不施山の城の麓にて賢友色々のいたはり有て、廿一日阿育王石塔寺勝藏坊にて興行す。

朝露は時雨に庭の木の芽かな。

十年のあなた山まで、柵一見せし歸るさに觀道坊のあたりにて。

ぬれくぬ松や一木のむら時雨。

とせし事を思ひ出て觀道坊(竹林寺の觀道坊)の墓所に詣て、日野に付ぬ。

(110) 山科言繼の通行

元龜二年延曆寺を焼討せし信長は其寺領を明智光秀に與へしが、光秀は延曆寺派の門跡領をも沒收せんとせしにより、朝廷繪旨を信長に下し、門跡領は元の如くあるべきを傳へしめ給はん爲山科言繼を岐阜に遣はし給ふ、十二月十一日言繼は京を出で粟津より矢橋に渡り、其夜は守山の的矢彌三郎方に宿し、十二日乗馬にて鏡馬淵武佐を経て高宮に宿す、此日寒風凜烈たり、十三日は柏原の成菩提院に宿し、翌朝雪を冒し

て美濃路に入り赤坂に宿し十五日岐阜に着せり。

言繼卿記

元龜二年十二月十一日〔前略〕

次於粟津一盞有之馬返之次乗船やばせに着海上一里次馬無之間歩行至守山三里御所の矢彌三郎所に宿了扇一本遣之。

十二日庚子天自守山乘馬至武佐四里半次至肥田飛驒三里歩行次至高宮二里孫太夫所に留了〔下略〕

(一一) 澤村琴所老蘇森の述懐

澤村琴所は井伊氏の臣にして初め近侍たり江戸に在るの日心疾を憂へ致仕して意を官途に立ち慨然志を立て戸を閉し書を讀むこと三年病癒ゆ即ち京師に出で伊藤東涯の門に入り居ること一年去つて江戸に出で物徂徠の復古學を悦び修し近江に歸りて帷を松寺村及び彦根柳町に下し子弟を教授す近江の宋學爲に振はざるに至れりと老後京に上らんとて老蘇の森を通過しける時青年時代を追懐し感慨する所ありたり。

物まうでの記

澤村琴所

老蘇の森

老曾の杜にそ來るわかゝりし時そのかみ笈を負ひ師に従ひて京に物學びしける頃ゆきかへるほどに此森をすぎし事幾たびなりけらしあはれ身をたて道を行ひてと心ばかりはこよなう思ひあがりてけるも名をあげ父母をあらはす事もなくていつしかしらぬ翁になりはてにけるよと今さらにいとかなし。

いたつらにおいその森のしたつゆをわがそでにとはおもひかけきや。

第十一節 皇女王女以下の通行

江戸時代皇女王女を始め五攝家以下公卿の女が中仙道を東下ありしは少からずその多くは將軍家及其一族并に雄藩主に婚嫁の議整ひて東下ありしものなり但し前後二百五十年間其數多かる可きも記録の存するもの九牛の一毛のみ左に延寶以後記録に見ゆるものを列記すべし。

(一) 近衛家令女の婚嫁と武佐驛

延寶七年近衛家の女甲府徳川氏に嫁す、十一月廿七日武佐驛の本陣下川七左衛門邸に入りて晝餐を爲す、是より先き代官多羅尾四郎左衛門は家臣齋藤吉住二人を遣はしその準備を爲さしむ、二人は京都八幡より料理人を召し集め饗應善美を盡したり川守村庄屋傳兵衛も奉行の一人として其事に關す。

三〇五八 川守共有記録

近衛様姫君甲府様へ御祝言

延寶七年未

明晝武佐宿御休

代官多羅尾四郎左衛門家來齋藤吉住之丞
吉住甚右衛門

未十一月廿七日武佐宿本陣七左衛門所にて京より料理人貳人八幡より兩人呼寄右兩人并手代衆四人傳兵衛奉行にて指圖仕候にも被仰付、右御姫君様御馳走中々可申様無之候、多羅尾四郎左衛門様も御馳走に御越被成候、御代官衆始御物入金百兩も入可申哉と何も申候也云々。

(二) 田鶴宮の江戸下向と横關川の架橋

寶曆十二年八月田鶴宮江戸に下向せらる、是より先き六月三日本郡横關川架橋の令下る、横關川は日野川にして中仙道横關村附近の名稱なり、此川古へ橋無く貴顯豪族の通行毎に臨時橋を架す架橋を夫役とする二十二ヶ村のことは前記せり、架橋は八月二十五日迄に竣成し宮は二十六日八ツ時午後二時橋を渡り武佐驛の本陣下川邸に宿せられたり。

(三) 登美宮の婚嫁と通行

天保二年有栖川宮の王女登美宮水戸徳川氏に婚嫁あり、三月二十日草津の旅館を發し鏡本陣林三郎兵衛に休息あり武佐驛本陣に宿せらる。(鏡山村共有文書)

(四) 有姫の關東下向

同年八月廿五日京都を發興ありし有姫は關東下向の爲め其夜は草津に宿し、二十一日守山に小休して午後一時頃鏡驛の本陣に休憩あり三時出發武佐本陣に宿し翌朝東下ありたり。(鏡村共有記録)

(五) 福姫の婚嫁と通行

天保七年十月福姫尾州徳川氏に婚嫁あり、七日守山驛に宿し八日朝五ツ時八鏡村の本陣に休憩あり同夜高宮驛に宿して東下ありたり。(鏡村共有記録)

(六) 近衛綱姫の婚嫁と通行

弘化元年三月近衛家の猶子綱姫仙臺藩主伊達氏に婚嫁あり、十七日草津驛の本陣を出て武佐驛本陣に晝食あり同夜愛知川驛泊りにて東下ありたり。(鏡村共有記録)

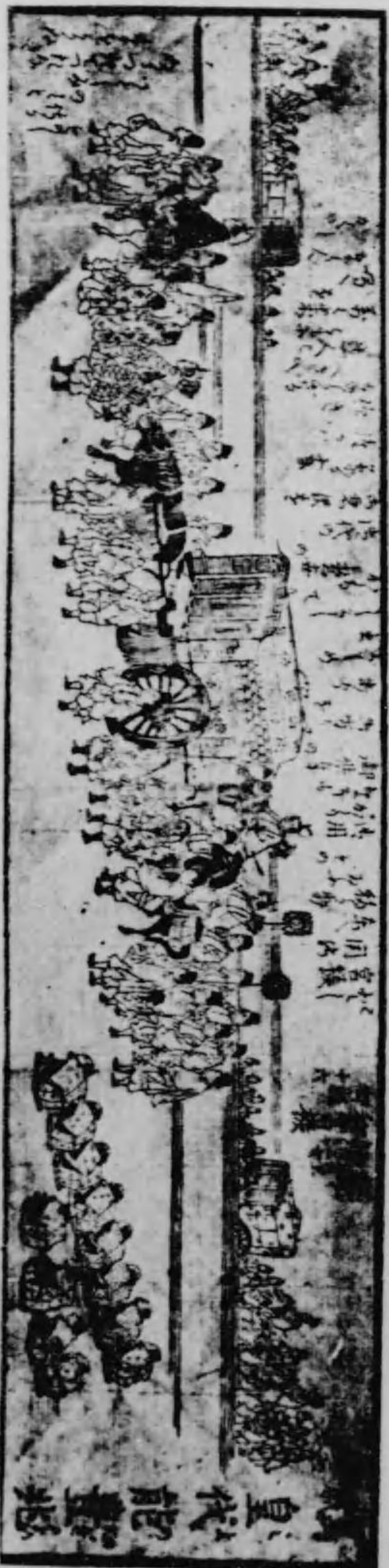
(七) 倫宮の婚嫁と通行

萬延元年口月伏見宮の王女倫宮紀州徳川氏に婚嫁あり江戸邸に下らる、二十三日は守山驛に宿し二十四日武佐驛本陣に宿せられたり。

(八) 和宮親子内親王の降嫁と御通輦

和宮親子内親王の下向と將軍徳川家茂の長州親征とは幕末に於る二大通行として

和宮御東下行列圖



武佐村 成田右衛門氏所藏

生存の古老屢談する所なり和宮は仁孝天皇の皇女にして當年十六歳なり徳川十四代將軍家茂に降嫁の約整ひ文久二年二月江戸城に於て婚禮舉行せらる蓋し朝廷と幕府の調和を計る策として切に幕臣等の降婚を奏請したる所なり文久元年八月十七日幕府は令を沿道に下して御通行警衛其他の準備を命ずる事最も嚴重なり當時尊王攘夷論鼎沸し浪士の横行熾なりしかば特に沿道の警固を嚴にし宮の輿を守衛する者十二藩沿道の警を爲す者二十九藩と稱す即ち南近江草津愛知川間の中仙道を水口藩主加藤越中守三上藩主遠藤民部大輔大溝藩主分部若狭守西大路藩主市橋壹岐守宮川藩主堀田加賀守山上藩主稻垣若狭守の六藩主に分割し九月十四日より其部署内を警護せり郡内鏡より武佐間を市橋壹岐守部署し上田村に番所を置く武佐より神崎郡位田迄は稻垣若狭守警護し石寺に番所を設け物頭武士は馬に騎り弓槍鐵砲の諸士隊伍を定め鐵砲には猖々緋と黒色羅紗との袋を覆ひ行粧美麗なりき。九月十一日和宮御迎として江戸より天璋院從士西尾斧五郎高木繁太郎松本新次郎等一行二十三人愛知川驛より來り武佐驛本陣に晝食して西上し十八日には目付役神保伯耆守御徒目付菅野一郎等一行七人愛知川より武佐晝にて西上し中仙道に通ずる支路の名を立札に記せしめたり。

此日和宮一行京都發興を十月二十日と定め發表あり、又通行當日及前後の諸事を令す其概要を記すれば。

- 一 沿道人家の坐敷并店暖簾取拂の事。
- 一 道路の掃除を入念にし馬糞馬沓等置く可からざる事。
- 一 道路上に石を露出せしめざる事。
- 一 驛次各村は村端に盛砂する事。
- 一 毎戸水桶ご箒を準備する事。
- 一 通行當日前後往遣人拂。
- 一 犬猫鶏類を道路に出さざる事。
- 一 火の元用心の事。
- 一 前後三日寺院の鐘太鼓は勿論鳴物停止の事。
- 一 前後七日于物停止の事。
- 一 山并二階等の高所に登る可からざる事。
- 一 格子及窓等板にて塞ぐ事。
- 一 不淨の場所及見苦敷所は板又葭簀にて圍ふ事。

一 洪養塔の類は板若くば青葉にて圍ふ事。

一通輿の節に家居男は土間に平伏女も同様平伏不苦事、尤家人外の拜見堅無用の事。

一 峠道及び野間遠き所にては凡十町目位に手桶に杓と茶碗二三個つゝ、相添出し置く事。

一 雪隠は繩手に於ても街道より五六間入込の所に建て、西のきれ又赤丸の目印を爲す事。

一 御馳走として罷出候役人は御徒先拂にて下に居、御衣櫃見請候て平伏の事、尤供人は不殘爲退可申事。

一 雨天の節は手傘相用平伏の節はしほり候て脇に置候。

一 御通輿の節ハ女子は床上にても男子は不殘引拂の事。

以上條數の多きに見ても當時如何に嚴重の警備なりしを知るに足る。
九月二十一日道中奉行酒井讃岐守勘定頭淺野彌一郎普請役大河内誠一郎等一行八人武佐驛晝食にて西上す交通の道路橋梁検査の爲なり、爾後諸般の準備整ひ愈十月二十日御發興の期となり先發隊は酒井道中奉行淺野勘定頭を始めとし公卿には菊

亭中納言實順、葉室右大辨長順時過、今城左中將定國、千種左少將有文時過の諸卿と組頭美濃部七右衛門等二十一日に本郡を東下あり、二十二日は雨天にて廣橋一位光成、中山大納言忠能、野宮宰相定功、小倉大夫長季を始め菅野御徒士日付關口彦太夫、伊賀者鈴木久四郎、禁裏付與力窪田政右衛門、同心鈴木幸三郎以下の士通行東下あり、二十三日は和宮御東下の當日にて、八ツ時午後、龜山藩主石川徳成前衛として銃隊槍隊を率ゐて過き、次に觀行院和宮の母大納言橋本實久の女の輿に引續き宮の御徒士先拂等列を正して進む、此間沿道の村役人貳人社衾を着して西の村境より東の村境まで案内す、宮の御輿に續きて御附女房衆上臈五辻すゑ子、東園はる子、土御門のぶ子、乳人ふし子、女房年寄玉島以下數多の女中相從ふ、それより大津代官石原清一郎、江勢濃和四國の代官多羅尾民部、京都東町奉行關出雲守、天璋院御用人鈴木安房守、御留主居跡部伊賀守、小出助四郎、御用掛御供大久保大隅守以下京都の諸太夫與力武士につゝき、若年寄加納遠江守は跡押へとして銃槍弓の三隊を從へ、龜山藩石川徳成の部下八十五人後衛を爲せり、二十四日は富小路中務大輔敬直、北小路左近將曹俊昌、岩倉侍從具視等守山發武佐晝にて東下あり、二十五六兩日も荷物車牛等の通行あり、此日を以て總ての警衛を解き一週間に亘る大通行も無事終了し沿道警備の諸藩も引揚げ二十七日は各村休業して勞を慰す。

以上は交通の概要を記するに止むるも其前後に於て各村より徵發せられし人夫馬匹のみにても其數頗る大なり、武佐驛は宿泊にあらざれども休息又は晝食の驛次として多大の人夫馬匹を要せしならん、記録の存在なきにより詳細を知り難きも廿一日和宮の宿所となりし坂田柏原驛の記録によれば、其日の宿泊人數四千百四十四人と見ゆるに徵するも大通行の狀を知るべし。老蘇陣屋日記、市橋氏記録、柏原宿留帳、久郷氏留帳、成田氏記録

(九) 禧宮の通行

明治二年二月二十一日禧宮は京都御發輿同日草津驛に宿し、二十二日武佐驛に晝飯あり、同夜愛知川驛に宿せらる、二十一日武佐宿傳馬所は沿道各村に道路橋梁を調査し危険と不潔なき様すべきを通じたり。

三〇五九 金田村上田久郷氏永代日記

口演

一 禧宮御方様

廿一日 京都御發輿

同日 草津宿御泊

廿二日 武佐宿御晝休

同日 愛知川御泊

右之御方様御日限之通り當筋御通行被爲遊候間、道橋危場所取繕ひ、掃除丁場御馳走可被成候、此回文刻付を以早々順達可被成候、尤此回文留村より當役場へ御返却可被成候、早々以上。

已二月廿一日

武佐宿

(明治二年)

御傳馬所印

友定村西宿村長福寺村上田千束馬淵より鏡迄

右村々庄屋中

第十二節 御茶壺の通行

御茶壺の通行は江戸時代街道に於ける年中行事の一なり、御茶壺は將軍飲料の茶を宇治の上林氏にて調製し信樂燒の壺に入れて送るものにて將軍家に敬意を表して御茶壺と稱したり、其始め寛永九年徳川家光が天下諸侯が己れの威勢に服従の可否

を試さん爲に故意に威勢を盛にして茶壺を江戸より送りしに諸國故障なかりしかば爾後吉例として毎年三個の茶壺を宇治に送り上林氏にて新茶を詰め之を幕府に還送する例となれり。

今にして思へば三個の茶壺を運送せし些事なるが如きも此の壺の通行には多大の荷物附帶して頗る嚴めしく、安永六年の記録によれば三個の茶壺は三棹の長持に納め各棹に茶銘を記し、外に長持凡三十棹馬荷三十駄あり、附屬の役人には宰領に二人衆、三人衆五人衆、數寄屋頭一人、數寄屋二人、奉行、大坂城番一人、御米印人足九十八人、馬三十四疋、外に賃人足二十二、賃馬九疋、添人足四百五十六人、添馬十三疋を要したりと記す、將軍の示威的運送とは云へ其誇大驚かざるを得ず、之を生存の古老に聞く御茶壺の通行は毎年挿秧の期節にして農家に於て最も貴重なる時なりしも人足徵發の令出づれば本業を抛ちて其役に従ひたりと、鏡驛の日記に文化十二年より慶應三年迄の間御茶壺通行を記する、簡明なれば左記すべし。

三〇六〇 鏡山村鏡共有記録

御茶壺通行

文化十二年五月廿四日

御下向

十三年六月六日

文政元年六月六日

文政二年五月十五日

三年五月廿四日

文政十二年五月十日

天保二年五月廿三日

天保三年六月六日

四年五月十日

五年五月廿五日

六年六月八日

七年五月廿三日 明六ツ半時通行

八年五月廿二日

九年五月二十日

十年五月廿八日

守山宿立下向

守山立 但シ半夏生五月廿九日之處空壺上リ延引ニ付如此

守山立

守山立 龍井泊リ之所廿三日大雨ニテ野洲川廿一日夜ヨリ川支ヘ廿四日晝時川明キ候ニ付守山宿ヨリ御立當所(鏡)八ツ半時御下向夕武佐宿御泊ニ相成候
野洲横關川支ヘ草津川支九日夕草津御泊ヨリ十日守山ヘ御移野洲川九ツ時過川明當村八ツ時御通行今夕武佐御泊ヨリ當村東繩手水込上ケ橋關領西のはせ往來ヘも水のり仍之組合中并安養寺村迄寄夫にてがへ千御通行相濟申候

守山立 鏡小休折々雨降申ニ付善光寺川橋懸申候

御茶壺下向

同

同

同

拾八駄馬壹番鳥通行
守山立 愛知川晝醒井泊リ

守山立 愛知川晝醒井泊リ

同

同

十一年六月六日

十三年五月廿五日

十四年六月欠日

弘化元年五月十七日

弘化二年五月廿五日

三年五月七日

四年五月廿三日

嘉永元年六月二日

二年五月八日

三年五月廿三日

四年六月八日

五年五月十四日

七年六月十八日

安政二年五月廿三日

安政四年閏五月十五日

同

同

同

同

同

同

同

同

此頃雨中續ニ付善光寺川橋掛申候

同 善光寺川干川ニ付橋無し

守山立

同

御名福海志賀旅衣

守山立

六年六月七日

文久元年五月廿五日

二年六月十一日

三年五月廿四日

元治元年五月廿九日

慶應三年六月十一日夜

同

御差添青木斧三郎様
御スキヤ高田三郎様

草津立

草津立愛知川泊

善光寺川橋掛

本陣ニ小休無之御壺斗四拾棹程夜八ツ時ヨリ夜通シニ相
仕舞候事

節十三節 日光例幣使の通行

江戸時代朝廷より日光東照宮の四月の大祭に差遣せらる、奉幣使を日光例幣使と稱す、勅使は參議を以て之に宛て幣帛は内藏寮より調進す、之れ徳川家光の時伊勢神嘗祭奉幣の例に倣ひ例幣の料を獻して奏請し朝廷允許ありしに生まれり、例幣使は中仙道を経て日光に下向する例たり、又家康の年忌に相當すれば御神忌と稱し大祭を行ふ此の大祭には例幣使の外公卿門跡の下向多かりき、文化十二年二百年の大祭に當り本郡を東向せし門跡公卿の順序及文化十三年より元治元年迄の間に於ける例幣使通行を左記すべし。

三〇六一 鏡山村鏡共有記録

例幣使

文化十二年日光御神忌法會ニ付通行

青蓮院宮

三月十五日御下向

梶井宮

三月十七日同

讀奏 甘露寺様
万里小路様
勸修寺様

三月二十六日

出納大藏權頭様
出納豊後守様

御付添

近衛大納言様

三月廿七日

日野様 八條様

同 廿七日

北小路様 細川様

同 廿八日

飛鳥井様 橋本様

同 廿八日

豊岡様 清岡様

同 廿九日

徳大寺様 梅小路様

同 廿九日

綾小路様 持明院様

同 廿九日

四辻様 園地様

四月朔日

高様 中岡様

四月二日御下向

例 使 園様

三月廿五日下向

御神忌御用物長持拾棹

六月五日御上京

青蓮院宮様

文化十三年四月二日

御例幣使日野西宰相様御下向

守山立醒井泊り

十四年四月二日三條西殿宰相様

御通行

文政二年四月二日松木宰相中將殿

御下向

三年四月二日

通行

天保三年四月三日 四條宰相様

同 十年四月二日 清閑寺宰相殿

同 十一年四月二日 飛鳥井宰相様

同 十二年 野宮宰相中將様

萬延元年四月二日 野宮宰相様

同 二年四月二日 中院宰相中將様

文久二年四月二日 柳原宰相殿 守山立

文久三年四月二日 警固ノ足輕四人ヲ出ス

三月廿五日水野和泉守様ヨリ京町奉行所へ例幣使
下向道中警固ヲ布令ス

元治元年四月二日

今城殿

仕立足輕三人

第十四節 御朱印の通行

徳川氏代々將軍の代換りには社寺其他朱印狀を以て地租を免除せらるゝ所謂御朱印地を有する者は幕府よりの沙汰次第前代の朱印狀を携帶して江戸に下り社奉行所に出て新將軍よりの所領安堵の朱印狀を請くる例なりき、故に其朱印狀を携帶する者には沿道各驛にて本馬一疋の無賃供給を公認したり、御朱印の通行即ち是なり、寺領百石の朱印地を有する奥島長命寺が徳川十代家治の將軍宣下ありし翌寶曆十一年正月に朱印狀書換の爲に出府せし時の史料あり、之れ其の狀況を知る可きものにて出府せんとする前寺よりは京都町奉行所へ口上書を以て届出て、又一方愛知川より品川まで各驛問屋に宛て、本馬一疋の供給方を依頼し、正月二十日葵紋章付朱印狀入の函を狭箱に入れ御朱印の衛府を立て寺侍二人之に侍し出府の僧二人従ふ、一山より六人の僧と門前の役人二人頭分の者數人之を送りて清水鼻に至り送別の杯を酌みて出府者を送れり、かくて出府の僧は十日を旅程に費し二月朔日江戸に着し手續を履行して滞在一ヶ月餘に亘り始めて朱印狀の下附を得三月十三日出發して歸國の途に就けり、全國の朱印地悉く此の如し御朱印通行の繁察すべきなり。

三〇六二 島村長命寺記録

口上書之覺

今度御朱印御改之儀に付當月下旬慈善院實乘院參府發足仕候爲御届參上仕候以上。

已正月十四日
(寶曆十二年)

江州長命寺惣代

聖 行 坊 印

京都

御奉行所

同上

今度

御朱印御用ニ付參府當月廿日發足候、本馬壹疋宿々無滯相次可給候已上。

正月十八日
(寶曆十二年)

江州長命寺

慈 善 院 印
實 乘 院 印

愛知川より品川迄

宿々問屋中

三〇六三 同上

寶曆十一年正月廿日發足

八幡幸圓德右衛門迄船ニテ

夫ヨリ狹箱壹荷前ニ立 御朱印衛府ヲ立續テ侍二人次ニ兩僧、次一山より旭淵坊、

實光坊、禪林坊、眞靜坊、金乘院、中將、禪林ノ式部。

次ニ麓役人二人九兵衛兵吉、次麓頭分ノ者四五人、次ニ乗掛。

清水鼻迄見送、山麓持參之辯當ニテ洒盛送別ノコト、夫ヨリ乗掛ニテ御朱印衛府指

之、二月朔日午上刻江戸東叡山黒門前廣小路山本屋太郎兵衛方旅宿。

三月十三日ニ至リ用濟江戸發足

第十五節 紀州徳川氏の通行

紀州和歌山、尾張名古屋、常陸水戸の徳川氏は將軍家の分家なれば御三家と稱し江戸時代最も有勢の名門なりき、紀州徳川氏は近江に道をとりて參府下國せしにより「紀州様の御通り」と稱し沿道の準備嚴重を極めたり、俗諺に問題の嚴重なるに遇へば「紀

州様の御通り^りの如しといへりどぞ、古き時代の記録存せず文化十三年以後同氏が本郡を上下せし状は鏡驛の記録に見ゆ、善光寺川横關川には臨時假橋を架し各驛には多大の人夫馬匹を準備したり鏡驛の本陣、馬淵の奥野氏、武佐の本陣等休宿所となれり。

三〇六四 鏡山村鏡共有記録

紀州様通行

文化十三年三月六日

十四年四月三日

十五年三月七日

八ッ前時

同年十月十五日

寅ノ上刻上向

文政五年二月九日參府

同年四月十一日上向

文政八年四月五日

紀伊中納言様初御入府

大津立愛知川宿泊り御參府
上向

大津立守山晝愛知川泊り御參府

愛知川立守山晝大津泊り

大津立武佐宿本陣泊り鏡御本陣小休但し善光寺川橋掛申候事

鳥居本立武佐晝草津泊り御本陣三郎兵衛御小休但し馬淵長左衛門宅元直宅右兩家へ御立寄善光寺川橋掛申候

愛知川立守山晝大津泊り
善光寺川干水ナレトモ御馳走橋掛

同 九年二月廿五日御參府

同 十一年九月十四日

同 十二年二月廿五日上向

天保元年閏三月四日上向

天保二年二月廿五日參府

十一月

同 三年四月朔日上向

同 四年二月廿五日參府

同 五年四月四日歸國

同 六年二月廿五日參府

七年當年ハ通行なし

十一年四月十二日

同 四月十八日

十二年〇月十四日

十三年四月三日

大津立守山晝愛知川泊り

愛知川立大津泊り

大津立鏡ノ本陣小休愛知川泊り

愛知川立大津泊鏡本陣小休

大津立愛知川泊鏡小休

御馳走橋御改御新調

鳥居本立武佐晝草津泊り
善光寺川干水ナレトモ御馳走橋掛

御老女中、御附女中、武佐泊り上向

愛知川立上向

參府 大津立愛知川泊り

上向 愛知川立大津泊り

十四年三月廿九日上向
 十五年四月六日上向
 弘化二年二月廿五日參府
 同 三年六月四日
 嘉永元年四月三日
 慶應元年二月廿七日參府

大津立愛知川泊リ
 愛知川立大津泊リ
 大津立守山休愛知川泊リ
 大納言顯龍院様御遺骸御入國愛知川立草津泊リ
 初御入國愛知川立大津泊
 大津立愛知川泊リ

第十六節 文政四年七ヶ月間の交通一班

諸國の侯伯が江戸に參勤交代するを始め朝暮間の交通等にて公卿武士が中仙道を往復するは之を列記する繁に堪へず、然れ共鏡宿記録に見ゆる文政四年三月より九月迄七ヶ月間公卿武士の交通のみを記せしものあり、文政四年は何等異變ありし事なく通常交通に過ぎずと雖も七ヶ月十二回の通行あり、これ等通行には驛次に人夫馬匹の徴發を要求せしは勿論なれば村民夫役の繁を想像するに足る。

三〇六五 鏡山村鏡共有記録

文政四年三月以後ノ通行

松浦肥前守東向	三月十九日	大津	發驛	愛知川	宿驛
日光例幣使	四月二日	守山	大津	醒井	
紀伊大納言 <small>京都二條大御番</small>	四月三日	歸國	愛知川	大津	
森川下總守	四月九日	愛知川	大津	大津	
加納大和守	四月十三日	守山	草津	大津	
高家衆今川丹後守	同日	草津	愛知川	大津	
水野遠江守	四月十四日	愛知川	同	大津	
山口周防守	四月十八日	同	上	大津	
秋月筑前守	五月十二日	醒ヶ井	守	山	
高家衆横瀬駿河守	八月五日	守山	守	山	
同衆戸田備後守	九月十三日	守山	守	山	
同衆宮原彈正大弼	九月十四日	步佐	上	京	

第十七節 巡見使の視察

鎌倉幕府は臨時に家臣を指定の國に遣はし民間の苦樂を視察せしめたり之を巡檢使といふ江戸時代には巡檢使を五畿七道に派遣して國郡の治否を檢せしめたり始めは一定の制なく臨時に任命せしが後には將軍の代替り毎に派遣するに至れり巡見使の職務は領主代官等に心得方を令し或は民間の苦聲樂言を聞きて領主代官の非違を糾したり延寶中千僧供川守藥師の村民が領主福富平左衛門の苛政に苦む怨聲を聞き歸府の後平左衛門を流罪に處せしが如きは巡見使の任務を遂行したるものなり江戸時代領主志参照然れ共將軍の代替りに巡見せしむる頃より後は只儀式のみとなりたり郡内各所の記録に見ゆる巡見使の巡察は左の如し。

一延寶五年十月十四日八幡町晝食巡見奉行下嶋市兵衛金丸又左衛門遠藤新兵衛(八幡町記録)

一同九年 八幡町より日野への沿道金丸又左衛門小林平太夫間宮傳左衛門(奥野伊平文書)

一寶永七年八月三日鏡村より八幡町へ來り晝食惣人數九十五人
嶋田藤十郎 高井作右衛門 寛助兵衛(八幡町記録)

一享保二年彦根より八幡宿り鳥居權之助天野傳兵衛小菅伊右衛門一行九十七人

近江若狹越前越後能登越中加賀佐渡八ヶ國(金田村田中嘉市記録)

一同十六年

一延享三年三月十一日長濱宿り十二日彦根宿り十三日能登川宿り十四日八幡晝食鏡宿り(八幡町記録)

山岡五郎作 筑紫宇兵衛 大久保七兵衛

一寶曆十一年三月四日坂田郡藤川宿り五日淺井郡伊部六日木之本七日菅浦八日鹽津九日長濱十日彦根十一日能登川宿り十二日須田豐浦常樂寺慈恩寺大町西庄林村を巡見して八幡町に晝食中村土田馬淵東横關西横關を経て鏡に着し依田半十郎は本陣林三郎兵衛宅前田半十郎は谷右衛門宅松浦猪右衛門は五郎兵衛宅に宿せり十三日は西川弓削川上林村川守宮井鈴村大森下麻生上麻生岡本鑄物師にて晝食し増田石原小谷三十坪小御門内池野口上野田日野町を経て仁正寺に宿し十四日は日野町上野田野口別所下迫より甲賀郡に出て水口町に宿したり夫より甲賀栗太滋賀高嶋を経て若狹に入る(久郷兵永代日記)

一寛政元年三月十一日八幡町晝食筑紫從太郎仲屋町上松前屋傳右衛門方大久保長十郎同町中絆屋傳兵衛堀八郎右衛門同町酒屋清兵衛奥島長命寺僧見舞に出

つ、鏡村泊り、十二日鑄物師晝食仁正寺宿り、十三日水口宿り。(長命寺記録、綾戸跡見記録)
 一天保九年四月六日鏡村宿り、七日仁正寺宿り、八日水口宿り。
 木下内記、石織部、寛新太郎、仁正寺領にて人夫二百六十人を徴發せり。(久郷氏永代日記)

第十八節 傳奏及び院使の通行

寛政八年二月十八日守山驛を發せし傳奏勸修寺前大納言、千種前中納言、及び院使梅小路前宰相は江戸下向の爲め中仙道を東下したり、武佐驛晝食にて人夫繼立壹千四百壹人を要したり、沿道は掃除を爲し所々に茶を煎じ置けり。(久郷氏永代日記)

第十九節 井伊氏の上使と武佐驛

彦根藩主井伊掃部頭は將軍より朝廷への使命を受けし事少からず之を御上使と稱す、其使命を受けし時は領内の庄屋は之を祝したり江戸より近江に入りし井伊氏は一旦彦根に着し更に日を定めて上京せり、その第一日には武佐驛に宿し、第二日は大津に宿し、第三日を以て入京せり、文化十五年正月十九日、文政十年五月九日、文久二年三月廿一日共に武佐宿りにて翌日西上せしは鏡驛記録に見ゆ、文久二年の通行には

一行三千人の大衆なりき。(鏡記録、吉川文書)

第二十節 老中堀田正勝の歸幕通行

安政五年二月幕府の老中堀田備中守正勝上京して外國と通商條約勅許を奏請す朝議之を不可とす、四月正勝歸東す、二月上京は東海道なりしが歸東の節は中仙道を探り四月六日日本郡を通す、西大路藩市橋氏は代官黒田平治をして馳走役に命したり。

三〇六六 金田村上田久郷東太氏永代日記

安政五年四月六日御老中御通行

一 去年來亞米利加國より使船來帆、追々願立去九月江戸表登城致、蒙台命候趣ニ付國司方より京都に内々被仰上有之候故歟、御老中御召に付堀田備中守様外御役方衆共

右之御方様御上京御參内ニ付東海道を御上り、右御參内相濟御下向之節當中仙道道筋御通行被遊候則、御馳走左の通り。

往還 立砂

并草苧掃除御茶壺與同斷

右御馳走御出役 御代官

黒田平治殿

第二十一節 老中間部詮勝の上京と武佐驛

四月歸京せし老中堀田正勝は通商條約の勅許を得ざりしが六月米國と通商條約締結となり水戸の徳川齊昭は幕府に登りて井伊大老と激論したり翌七月幕府は齊昭及び徳川慶怒^{尾張}松平慶永等に致仕謹慎を命じ徳川慶篤^{水戸}一橋慶喜の登營停止を命じたりその九月老中間部下總守詮勝は上京す十五日武佐驛本陣下川邸に宿し翌日拂曉出發西上せり西大路藩は黒田平治を馳走役とす領分地先の沿道を掃除せしめ盛砂を爲し高張提燈を立て、其通行を犒へり詮勝は上京して頻に志士を捕へて獄に投す所謂安政戊午の大獄是なり。

三〇六七 久郷氏永代日記

安政五年九月十五日

御老中間部下總守様武佐宿泊り當境十六日曉御通行也掃除御馳走先例同様也。

御老中間部下總守様當年四月堀田備中守様御上洛ニ付亞米利加國交易一條ニ付

御返答并將軍宣下一條旁御上洛之趣世上喧シ。

御馳走方

御代官 黒田平治殿

往還掃除立砂

夜中ニ付領分境上下共高張提灯ヲ立

但シ御馳走場共ハ三張

高張提灯ハ御印附也

第二十二節 琉球人の來朝

正保元年琉球王使臣を派して幕府に禮す是より先き琉球は島津氏の配下に屬せしが朝鮮人の來聘あるに至り幕府に謝恩使を送り又將軍の代替り其他の慶賀にも賀使を派遣する流例となれり琉球使節は始め東海道を通行せしが正徳四年來朝の時より中仙道を交通し多く守山宿に泊り武佐宿に晝食して愛知川に宿泊す故に郡内採集の史料は以後のものゝみなり其年代は

正徳四年冬來朝通行翌年春歸國通行

寛延元年十一月

寶曆二年東行三年歸國通行

寶曆十三年十月東行十二月歸國通行

明和元年

寛政二年十一月

文化三年十月

天保十三年

嘉永三年

(一) 人夫と費用の分配

琉球使節の來朝は朝鮮使節の來聘と同じく其往復の通行に當りて沿道諸國に多數の人夫を徵發し又休宿所の接待等にも多額の費用を要しにり幕府が虚禮を受くる爲に國民の膏血を消耗せし幾許なるやを知り難し寛延元年十一月廿日通行の時武佐驛に馬百二十七疋人夫凡九百五十人を要したり、久福氏記録この人馬は宿驛助郷の村石高によりて徵發せらる、今久郷氏記録によるに上田村金田村は石高千石の村なるが當

時人夫七十六人を出したり、寶曆十三年には石高百石に人夫八人の割當なれば寛延度より多きを知るべく、又文化三年十月の通行には武佐驛に集めし人夫は一千十四人馬百八十頭にして繼立人夫八百二十五人馬百六十三頭を要したり、而して之を上田村の分擔に見るに九十人の人夫を出せり、中仙道守山より武佐愛知川高宮鳥居本番場醒井柏原の各宿驛に於ける總費用を合し之を近江全國に賦課す、然れども其石高八十四萬石の内社寺領其他免除高六萬石餘あれば負擔する石高は七十七萬餘石に過ぎず、正徳四年の冬來朝して五年の春歸國せし時近江國內の人馬賃金は實に三千百八拾兩壹分と銀六匁七分壹厘の多額にして百石に付金壹分と銀九匁四分四厘七毛餘を賦課せり、寛政二年には新金にて千三百七拾參兩と銀壹匁四分八厘即ち百石に新銀拾匁六分四厘壹毛を割當たり費用割當の史料は多數現存すれども左に三通を引用す。

三〇六八 馬淵村岩倉中村佐一郎氏文書

覺

一高七拾七萬四千貳百八石壹斗八升貳勺

御領、私領、江州一箇國役掛高

外役除高六萬三千七百貳拾八石九升九合三勺

山門領三井寺領門跡方公家方寺社領役除

高其外諸引役除高共京都町御奉行所御吟

味を以帳面來候引方如此。

人馬賃金三千百八拾兩壹分銀六匁七分壹厘

守山 武佐

愛知川 高宮 問屋共出候帳面

鳥居本 番場 吟味之上如斯

醒井 柏原

濃州今須

但琉球人美濃路初テ往來ニ付江州番場宿の人馬差出候入用金如此。

但高百石ニ付金壹分銀九匁六分四厘七毛餘。

兩替六拾匁替之積。

江州之内

高四百九拾九石五斗八升壹合 坂井主税様御知行所。

此金貳兩銀三匁壹分三厘 但兩替六拾匁替。

右之通琉球人午冬未春參向歸國近江路人馬入用賃金委細帳面記江戸の上ヶ置候處東海道並近江道中入用茂江州一國高割ニ可申付旨道中御奉行所御證文相濟候に付割賊書面之通御座候右員數之通御取立來る七月朔日より五日迄之内濃州笠松に而辻六郎左衛門御役所迄爲持可被遣候其節於此許私共連判金子請取手形與此目錄引替可申候尤金子御持參之御役人中に右九ヶ宿より差出置候人馬入用帳御一覽候様に可仕候以上。

戊五月
(享保十五年)

辻六郎左衛門手代

松木新五右衛門 印

山岡口右衛門 印

秋山宮太夫 印

坂井主税様

御役人中

前書之通御知行所江州村々に割掛候金高無相違候如日限私御役所に金子爲持可被遣候其節此書付與金子請取手形引替可申候間此書付金子一同に可被遣候以上。

戊五月

辻六郎左衛門 印

(繪書)

三〇六九 同上 文書

覺

掛リ高五百石壹合、

一金壹兩、永八拾文五分四厘貳毛、坂井八郎兵衛殿近江國御知行所右者琉球人去申西參向、

歸國、人馬國役、高掛リ金書面之通請取申處仍如件。

寶曆四年戊正月

多羅尾四郎左衛門 印

坂井八郎兵衛殿

琉球中山王使者

宜野灣王子

副使

幸地親方

三〇七〇 西櫻谷村野出奥野伊平氏文書

琉球人入用人馬賃金之事

一米札金貳步、米札銀六匁八分壹厘

高百石に付永貳百拾六文壹分八毛宛此銀拾但 貳匁九分六厘六毛四八金兩替六拾目

一貳分六厘九毛 步相米札銀

右者公儀御割賦面取立金銀件之通請取納申所也

寶曆四年戊二月二日

御代官 馬場 久助

蒲生郡野出村庄屋横目中

第二十三節 象の武佐泊り

元文六年四月長崎に輸入せし象は二十日大坂に着し大阪京都を経て二十九日大津に來り、三十日は中仙道を東下し武佐宿に一宿せり。

三〇七一 久郷氏永代日記 享保以後の冊

元文六年西 一象通り 西四月廿日長崎より大坂着、四日逗留、廿四日大坂發、京都入三日逗留、廿九日大津、晦日武佐泊り。

第二章 御代參街道

御代參街道とは東海道士山驛より笹尾峠を本郡鎌掛村に出て石原岡本八日市の驛次を経て中仙道愛知川驛に出る間道の名なり、此の通路は古へより開けしも御代參の名稱を附するは江戸時代に始れり、古へは市道と稱し愛知川方面よりも土山方面よりも小脇の八日市に通ずる主要の道にして近江商人が愛知川八日市日野の市場并に南は鈴鹿越北は薩摩八坂の湖港より北越に交通せし連鎖の要路たり、嘗に商人購客の市場交通のみにあらず佐々木氏の小脇の館は早くより八日市の北に在りたれば武士の往還も頻繁たり、文治二年閏七月源賴朝が日吉社領たる神崎の建部庄民への下文は社領内田地の狼籍を禁したるものなれども八日市に接續する建部庄に武士が往還寄宿せし立證とすべし。

三〇七二 侯爵前田利爲氏文書

袖 判…源賴朝

下近江國建部庄^{○神崎郡}住人。

可令早停止往還武士寄宿間狼籍事。

右件所者日吉社領之由云々、往還之武士寄宿之間、或放入乘馬、或苟取作田加之號、糧料押取御供米之旨有其聞、自今以後可令停止寄宿狼籍、若背此旨有令違背之輩者、儘

注交名可令言上狀如件以下。

文治二年閏七月廿九日

延元三年北畠顯家が奥州の大軍を率ゐて西上せし時足利氏の將高師直が中仙道不破口を塞きしたため顯家道を伊勢に轉ず師直の手に屬せし甲賀武士が急き馬を飛ばして鈴鹿口に轉陣せし時の如きは此街道を南進せしものなり、爾後戰亂時代馬蹄の塵を揚げし事少からず、織田信長が安土山に城郭を築き雄を振ひし時代は八日市より内野を経て腰越に出でしにより安土街道と稱したり。

第一節 御代參街道の名稱

(一) 朝廷の御代參

江戸時代の中世以後朝廷仙洞御所及び皇族等より毎年正五九の三ヶ月伊勢兩宮と多賀神社とに御祈願ありて公卿以下を御名代として參拜せしめられたり、明和四年十月鎌掛村の書上の一節に、

當村之義者右土山驛より中仙道愛知川宿迄北國街道安土越與申道筋、並伊勢多賀

參宮之往還に御座候ニ付、御朱印御證文者不及申上に、禁裏様御使並堂上方御代參、其外諸國御大名様御家中方平日諸往來之道筋にて云々。
と見へ、又文政三年十一月同宿惣代問屋等の書上の一節に

且又前書御繼立之外、例年正五九月者伊勢兩宮並當國多賀社に禁裏様、仙洞様、宮様、中宮様、女院様、女御様、御定式に御代參、其外臨時御名代大御代參、並堂上様方御通行年中多分之御繼立相勤候云々。

とありて御代參通行の頻繁なりしを記す、此等御代參通行毎に沿道驛次及村落に於ては道路橋梁の修理より路上の清潔等を分擔したり、御代參街道の名稱を生せし所以知る可きなり。

三〇七三 鎌掛村有記録

先 觸

一御撫物箱物 人足 丸棒駕籠壹挺

外宿駕籠三挺用意 兩掛一荷

右ハ勢州兩宮多賀大社へ爲大宮御所御代參、戸田右衛門尉明後十三日早刻出立ニ而罷越候、依之通中人足例之通り無遲滯繼立可給候、尤船川渡し場所へも通達可有

之者也。

文政十一年正月十一日

大宮御所御内

茨木左兵衛尉 印

大津宿より多賀廻り松坂宿迄

宿々問屋役人中

御先觸十三日夜參り即刻土山へ遣す人足貳人

待人足拾六人 繼立拾八人 大雪ニ付まし三人

見立壹人 人足四拾人 十五日未刻御下り

(二) 春日局の通行

寛永十七年三代將軍家光の乳人春日局上洛の途先つ伊勢神宮に詣ふて祈願を爲し、鈴鹿峠を越へて土山驛に來りそれより多賀神社に參拜せんとし布引山笹尾峠を通して鎌掛村に出で石原岡本八日市を経て中仙道愛知川驛に出で高宮を過ぎて多賀に着せり。

春日局は幼名福齋藤内藏助利三の女なり徳川家光の誕生ありし時乳人として出仕

したり家光將軍となるに及び常に局を厚遇す局又俊才の賢女なり寛永六年十月局京都に上りし時西三條實條の妹に準じ春日の號を賜り天顏に拜謁するの光榮を得たり故を以て局の名益々揚る同八年前將軍秀忠の病氣平癒祈願の爲め將軍の代參として多賀神社に參籠し彦根城に入りて井伊直孝に將軍の密意を告げ歸東せし程なれば當時局の權威は丈夫を凌げり十七年五月局が笹尾峠を越へて多賀に出でんとするや四月伏見奉行小堀遠江守は沿道の領主に令し道路を修し人馬繼立等の準備を命ず沿道の村落人夫を出して嶮を鑿き狹を潤げて道路を修し橋を架し又伏見に上りて休泊の宿驛に一時助人馬の附屬あらんを請ひ許さる是れ此道に人夫を課する始めなり明和四年鎌掛村記録の一節に

前略尤寛永年中春日局様伊勢御參宮多賀回り被遊候砌當村領内與土山宿之間山坂峠之大難所其上川々之幾瀬も有之候ニ付道筋掃除川々橋掛等仕村中罷出御用相勤申候然ニ其節者近江國ニ御城御普請有之人夫多く相掛り重役ニ罷成難義迷惑仕此段御願申上候處御聞届被爲成下翌年より御普請之人夫掛り御赦免被爲成下候云々

とあり局の通行につき所々の築城工事に使役せられし上に笹尾峠の道路工事に夫

役を課せられし状を悉すかくて局の通行は終れり

三〇七四 朝日野村鑄物師安井彦三郎氏記録

前略

百七十年以前寛永十七年四月伏見御奉行小堀遠江守様御觸書ヲ以テ從江戶表春日様御參宮多賀御社參被爲成候間八日市々人馬御繼立可仕旨御觸ニ御座候處小驛の儀ニ付御繼立難相勤御座候ニ付同七月二日伏見御奉行様所へ願ニ罷出近村ニて九ヶ村助郷被仰付被下置候様奉願上候處右之内尾州様御領地ハ除き小御門三十坪いもし麻生上下大森此村々を石原助郷に被仰付伏見村々御召出ニて同十一日於伏見村々助郷御請印形奉差上候て歸村仕無差支繼立罷在候云々

寛永日記

寛永十七年五月廿六日

一勢州内宮宇治橋之前後ニ鳥居并橋姫共宮如先規御造營被仰付之依之花房志摩守へ奉書被差遣之春日局上洛之次依爲參宮右之奉書持參之

第二節 遊行上人の通行と宿驛繼立場の創始

寛永十七年春日局の通行に際し當道の宿驛にも助郷を附屬されしは前章に記せり、然れども之れ一旦の設置にして常設されしにはあらず、延寶六年四月藤澤遊行寺の住職此道を通行して勅化す是より人夫馬匹の繼立を常設し鎌掛岡本八日市の三所を繼立宿と定む、但し岡本は半宿と稱し鎌掛八日市とは異り石原と聯合して一驛の設備たり、即ち上りは石原下りは岡本にて繼立たり、故に土山愛知川間の繼立は三驛ともいひ四驛ともいへり、金屋村^{八日市町}文化四年三月の書上中に、

御代參街道の儀は延寶六年四月藤澤の遊行上人初て御通行之節土山宿より愛知川宿迄御通行ニて始めて繼立場として鎌掛岡本八日市右三ヶ所初めて驛場被仰付云々。

とあり、御代參街道が普通街道の資格を具備せしは遊行上人の通行による、さて遊行上人の通行は其後も時々行はれて頗る盛なる交通なりき、某子年七月通行の前觸書によれば乗馬十三疋、駄馬七疋、人夫七十六人を要したり、七月朔日伊勢松坂に宿せし上人は二日は津に宿し三日より八日迄は龜山に滞在し九日龜山より鈴鹿を越へて土山驛に宿し、十日は笹尾峠より鎌掛に出て石原岡本を経て八日市に宿し、十一日は高宮に着したも、其携帶荷物の目録は神輿、寶物、御免傘、御朱印櫃、日傘、茶瓶、膳具、御輿、長

柄、先箱、跡箱、堅傘、用箱、御輿、花瓶、役者乗物、兩驛、合羽籠、挑灯笼、長持七棹、乗替等なり。

第三節 助郷と其變遷

助郷の來由は中仙道の條に詳記せり、御代參街道の宿驛たる鎌掛石原岡本八日市が延寶六年常設繼立場となりし時は近郷村落を付屬して助郷と定めたり、即ち同年四月八日市驛の助郷中に本郡の今堀蛇溝、東古保志塚^市、小今在家^{小今在家}、今在家^{今在家}、中野金屋七村を付屬せしこと、金屋村共有記録に見ゆ、然れども此の助郷の付屬も爾後長く常設せしにはあらずりき、助郷は常設さるゝも領主の變遷と交通の繁閑によりて時々移動したれば必しも終始一貫の定制にあらずりき、同じ宿驛ながら東海道中仙道の如き大路にあらずる間道の宿次なれば脇宿と稱し常に輕視せられたれば地方の事情を知らざる當局は往々鎌掛石原岡本等繼立場にも土山武佐等の宿驛助郷に付屬せし事あり、各脇驛は先例を列記し事情を述べて其免役を訴へし例少からざりき、要するに當道の助郷は緩急に應じ臨時に置かれし時代多し、左の鎌掛村の願書を一讀すれば這中の狀を明にす。

三〇七五 鎌掛村共有記録

乍恐書付を以御願申上候。

一此度東海道土山宿加助郷之義、江戸表より被仰付候に付、御請可申上旨、被仰付奉承知候。

此儀乍恐當村之義者、右土山宿より中仙道愛知川宿迄、北國街道安土越與申道筋、並伊勢多賀參宮之往還に御座候に付、御朱印御證文者不及申上に禁裏様御使、並堂上方御代參、其外諸國御大名様御家中方、平日御往來之道筋に而、右土山驛より愛知川宿迄道法九里之内、鎌掛石原八日市、此三箇村往古より人馬繼所に而、宿並御用相勤候に付、平日御先觸御往掛り御用人馬晝夜不限差出、人馬入用多く本宿同前に御座候に付、前々より助郷役御免除被爲成下候、尤寛永年中

春日局様伊勢御參宮、多賀回り被遊候砌、當村領内與土山宿之間、山坂峠之大難所、其上川々之幾瀬も有之候に付、道筋掃除、川々橋掛等仕、村中罷出御用相勤申候、然に其節者近江國に御城御普請有之、人夫多く相掛り、重役に罷成難義迷惑仕、此段御願申上候處、御聞届被爲成下、翌年より御普請之、人夫掛り、御赦免被爲成下候。一右之由緒脇宿役相勤候に付、助郷役相勤不申候處、明曆年中始而土山宿大助傳馬被仰付候、依之右由緒宿並御用相勤候段御斷申上候處。

御代官岩波七郎右衛門様御吟味之上、尤に被思召上直に御免除被成下候處、元祿七成年

甲府様御料之節、土山宿大助郷役に被仰付候に付、前々之譯を以段々御斷申上候處。

御代官杉半右衛門様御聞届被成候得共、時節も可有之候間、先助郷役相勤候様にと、役米御用捨可被成下與被仰付、助郷役御請申上相勤候内、寶永年中竹田喜左衛門様御代官所に罷成、右助郷役御用捨米も相止み、脇宿役、助郷役、重役難勤に付、御願申上候處、江戸表へ罷下り相願候様にと被仰付、則罷下り、大久保大隅守様 松平石見守様御願申上候處、御聞届被成下、助郷組替之序御免除可被成下之由、被仰付罷歸り候、其後享保九辰年東海道宿々御吟味として、長谷川庄五郎様御登り被遊候節、於土山宿に以書付御願申上候處、翌巳年助郷役御免除被仰付候、然處寶曆五亥年土山驛助郷之内、木津村、五反田村、清水脇村、右三箇村より江戸表へ罷下り、當村郷村に致し、助郷組替御願候に付、當御代官所様より御吟味被遊候に付、右之由緒を以御斷申上候處、御聞届被成下、彌御免除被爲仰付難有奉存、當時脇宿御用大切に相勤罷在候得者、全無役村に而者無御座候間、乍恐御慈悲之上、此段被爲仰上、前々之通助

郷役御免除被爲成下候は、難有可奉存候以上。

明和四年亥十月

小笠原能登守領分

江州蒲生郡鎌掛村

庄屋 平 藏

年寄 利兵衛

百姓代 忠左衛門

同 新 介

同 甚左衛門

信 樂

御 役 所

第四節 明治元年の助郷組替

明治維新の始め舊來の傳馬取締所を驛遞役所と改めしも助郷の制は依然猶踏襲せられ付屬村落の組替を爲したり、則ち鎌掛石原岡本八日市の四ヶ驛へ本郡にて小井

口大谷寺尻上駒月小谷鑄物師小房金谷の八村と神崎郡の南村濱野瓦屋寺境村北村伊野部六ヶ村とを助郷としたり、以上十四ヶ村は便宜により四ヶ驛に付屬されたり。

三〇七六 朝日野村岡本梅田庄次郎氏文書

御 請 書

今般

御一新ニ付而者宿助郷共組替被仰付候間、左之村々四ヶ驛に御附屬被仰付承知奉畏候、依而者年限中御用大切ニ可相勤候、依之連印ヲ以テ御請書奉差上候處依而如件。

辰五月
(明治元年)

江州蒲生郡

鎌 掛 村

庄屋 吉左衛門 印

年寄 五 兵 衛 印

石 原 村

庄屋 清 八 印

年寄 與左衛門 印

岡本村

庄屋 六左衛門 印
年寄 源兵衛 印

八日市村

庄屋 又 七 印
年寄 源 七 印

庄屋 清 六 印

年寄 松兵衛 印

小井口村

庄屋 喜兵衛 印
年寄 仁左衛門 印

大谷村

庄屋 彦兵衛 印
年寄 吉兵衛 印

寺尻村

寺尻村

庄屋 利左衛門 印

年寄 清右衛門 印

上駒月村

庄屋 庄左衛門 印
年寄 吉左衛門 印

小谷村

庄屋 佐右衛門 印
年寄 八左衛門 印

鑄物師村

庄屋 仁右衛門 印
年寄 又兵衛 印

上小房村

庄屋 清 七 印
年寄 傳左衛門 印

金谷村

金谷村

同州神崎郡

南村

庄屋 治 平印
年寄 奎 兵衛印

庄屋 善右衛門印
年寄 庄 九郎印

濱野村

庄屋 彦 七印
年寄 德左衛門印

瓦屋寺村

庄屋 喜代治印
年寄 長次郎印

境村

庄屋 吉兵衛印
年寄 善 六印

北村

庄屋 政右衛門印
年寄 傳兵衛印

伊野部村

庄屋 傳右衛門印
年寄 新右衛門印

前書之通相違無御座候ニ付乍恐私共奥書印形仕奉差上候以上

鎌掛宿

年寄 與三左衛門印

問屋 九右衛門印

石原宿

年寄 善右衛門印

問屋 武右衛門印

岡本宿

年寄 清次印

問屋 彦 兵衛 印
八日市宿
年寄 長 兵衛 印
問屋 伊 兵衛 印

宿 驛

御 役 所

第五節 鎌掛石原兩驛の定駄賃

文政三年迄は本道各驛には人馬賃錢の一定なかりしも此時より一定の賃錢とせり
その鎌掛驛の定賃錢左の如し

- 上り人足壹人 錢六十八文
- 本馬一疋 同百四十文
- 輕尻馬一疋 同百六文
- 下り人足壹人 同八拾貳文
- 本馬壹疋 同百六拾八文

輕尻馬壹疋 同百廿七文

上りは岡本若くば石原迄下りは笹尾峠を越へて土山驛に出づるものなり。

第六節 石原驛の定駄賃

慶應元年正月より明治二年迄五ヶ年間石原驛より八日市鎌掛の二驛と中仙道の武
佐東海道水口兩驛の人馬駄賃を一定して公札場に掲示せし奉行の公札左の如し、
各驛同時に定められしものならん

三〇七七 北比部佐村石原丹羽十藏氏所藏制札

石 原 宿

來丑年正月より巳十二月迄五箇年之間駄賃人足賃四割増之。

- 武佐 同 斷
- 荷物 壹駄 四百貳文
- 乘掛荷人共 同 斷
- 輕尻馬 壹疋 三百貳文
- 人 足 壹人 貳百壹文

八日市に

荷物 壹駄

貳百九拾四文

乗掛荷人共

同 斷

輕尻馬 壹疋

二百三拾五文

人 足 壹人

百四拾七文

水口に

荷物 壹駄

百九拾四文

乗掛荷人共

同 斷

輕尻馬 壹疋

百五拾五文

人 足 壹人

九拾五文

鎌掛に

荷物 壹駄

百九拾四文

乗掛荷人共

同 斷

輕尻馬 壹疋

百五拾五文

人 足 壹人

九拾五文

右之通可取之若於相背者可爲曲事者也。

元治元子年十二月

奉行

第七節 鎌掛岡本兩驛の人馬年額

安政六年十二月より萬延元年十一月迄一ヶ年年岡本驛より八日市鎌掛及び武佐水口の四驛へ差立し人馬數と、某丑年鎌掛驛の人馬繼立數と其支給額との史料あれば左に併記す、宿驛に於ける繼立人馬の數は年々交通の多寡によりて一定せざれば一年の繼立數を以て例年の數と見る可からず。

三〇七八 朝日野村岡本共有文書

江州蒲生街道岡本宿

問屋利右衛門

人馬仕帳

萬延元申

覺

一馬四百八拾九疋

岡本より

一四四

武佐宿
八日市
鎌掛宿
水口宿

人足

貳千八百七拾貳人

立拂

辻

右内譯

賃本馬

三拾五疋

輕尻

七拾壹疋

賃人足

千百七拾三人

宿勤

同

四百五拾壹人

助郷より勤分

無賃人足

貳百拾九人

宿丸拂

右者遠見先觸持添等に用ひ分

又馬

三百八拾三疋

日々壹疋三人

人足

千貳拾八人

宿用意分

右申年霜月十一月迄

惣

馬四百六拾疋

人足

貳千七百八拾五人

三〇七九

鎌掛村共有文書

去申年より拾箇年人馬入用高御尋に付書上

協宿人馬繼高並諸入用之譯御尋に付奉書上候

丑年分

一人足六百參拾三人

年内諸御用に付御通

一繼馬三百貳疋

年内諸御用に付御通

一繼馬七百參拾四疋

通荷駄賃馬

右入用

一金拾貳兩

宿雇馬四疋飼料代但シ壹疋付金三兩宛

此米拾貳石四斗壹升貳合但シ石ニ五拾八匁カヘ

一米壹石貳斗

人馬指役給米

一米拾石六斗貳升

問屋場へ年内給人足七百八人但シ一人一升五合

一銀五百三拾壹匁貳分

年内御先觸御往付り風雨夜通し松明持參之増人足村辦成候分

此米九石壹斗五升八合

一銀百貳拾七匁

米三拾五石五斗九升七合

文政十二年三月鎌掛宿問屋野崎與三右衛門より庄屋増田傳藏に宛てたる書出には人足^年四千百九十九人馬^中七百拾一疋^高と見ゆる等年により多寡あれども御代參街道交通の寡少ならざりしを知るに足る。

年內病人盲路錢無之獨旅、木錢、米代
其外少々宛合力出候分

第八節 司馬江漢の日野漫遊

司馬江漢は我邦に於ける洋書の率先者たり始め書を鈴木春信谷文晁に學び後ち長崎に至り洋書を學び油繪并に銅板の書を製せし人なり寛政二年八月九日伊勢より近江に入り土山驛より笹尾峠を越へて鎌掛に來り日野に來遊して數日滞在す十二日小野村東櫻谷村小野に至り人魚墳を見去て石塔寺櫻川村に詣て、大石塔を見月影を踏み虫聲を聞きて日野の旅亭に歸宿し又の日は綿向神社に參拜して神輿庫の南に在りし延慶三年の石塔婆を見十五日石山寺に觀月を爲せり西遊旅譚は當時の記行文なり日野來遊の條左の如し。

西遊旅譚卷之二

司馬江漢の寫生圖 (人魚墳)



八月九日江州土山の驛はつれより右に入、山中小川を越る事二瀬、又行て大河二瀬を渡山中に入、山の頂を行加井掛と云處漸人家あり、それよりハ平地にして田畑のあいたを行、日野に至、こゝに數日とまる、人家二千餘軒、四面山めぐりて海を不見加藤侯の領地なり。

八月十二日日野より一里餘山路に入小野村に至る、甚の山林にして田夫の茅舎をかりて行厨をひらきけれハ、童子二三輩かたはらに來る、餅糖など與へんと出しけれハ三四歳の兒ハ不怪して傍まで來る、五六歳の童ハ畏て逃去ぬ山村の童ハ總て都の刀したる人を見すの所謂なり此一村四十餘軒有、又四五町許山徑に入路傍に四隅の墳あり救世菩薩の墳と云、又人魚を殺たる所とも云、蒲生川より人魚を得たる夫より西の方不動堂有、堂のかたはらに八方の墳あり是人魚墳なり、日本記に推古帝二十七年四月四日と有。

又行事二里餘石塔村有、其村内石垣 飛石又ハ流ニ枚田のかたはら、家の隅、見る所踏處、丸輪、丸石、屋根形の類皆石塔の片なり、程なく石塔寺に至る、石階あり石壇悉石塔の古を以て疊登る事二十間餘、其上百歩四方の平地にして石の大塔ありめぐりにも石塔多し。

日野ハ加藤侯の領地にして此石塔寺ハ仙臺侯八千石の領地也夫より一里を過て山に入月を戴て草中鈴虫すだく山々をすさまじく見渡し初更に日野へ歸る。日野町はつれ綿向の社と云有其境内神輿庫の南の封疆の裏に墳有延慶人皇九十四代花園院乃年號也寛政二年庚戌迄五百年當。八月十五日石山寺に宿す月漸照て山湖水を繞勢田の橋見へて佳景也。

第九節 中井櫻洲の日野漫遊

櫻洲山人は滋賀縣及び京都府に知事となり名聲噴々たりし官海の一奇傑中井弘なり櫻洲が未だ一介の浪士たりし時駿島吉之丞又弘藏と稱す薩藩士なり文久中諸國漫遊の途次日野に來り醫賀來春齋を訪ひ寄食し詩文を弄して客たること殆ど一年に及ぶ春齋其間之を遇する懇切なりき當時櫻洲は號を雲鶴又雲城といひしが久しく滞留の間商人深井吉兵衛と相識る偶吉兵衛其支店下總銚子に下らんとす櫻洲請ふて同行す當時浪士の交通は當路の警戒頗る嚴重なれば佩刀を春齋に托し日野商人に紛し吉兵衛と相伴ふて東下す出發に臨み留別の詩を記す。

雄飛成志果何如豈做區々小丈夫擔簞尋師是吾業此行先去向江都

司馬江漢寫生圖 (石塔寺)



留別

春 齋 先生

雲 鶴 山 人 拜 草

吉兵衛の外辻惣助外神崎郡商人等と一行十一人の商人隊は六月二十五日江戸に着せり、其日櫻州は書を裁して春齋に送りたり。

三〇八〇 賀來文書

御全家様被爲揃益御機嫌能被遊御座珍重に存候、然は道中無恙今日江戸表に安着仕候間御休意思召可被下候、滯留仕候節ハ種々御配慮被成下誠以仕合儀御禮申上候、途中同伴辻惣助殿外中郡十一屋殿拾壹人に而御座候、依之奥州邊中井屋にも皆々都合宜敷罷越度は皆先生之御惠みと奉謝候、先ハ一筆爲御報知早々以上。

六月廿五日

鮫 雲 鶴 拜

敬 叔 君

几下

日野商人の店舗は關左以北の諸國に在るを以て漫遊に便利を得一旦江戸に着せし後武藏上野下野等に史跡を探討し九月江戸に歸り更に下總の銚子に行けり、江戸にては著名の儒醫文人墨士より畫家俳優等をも歴訪し大橋順藏大沼枕山等とは交情

最も親密となれり、九月廿二日付にて春齋に送りし書翰中に。

水戸家中御成敗も有之、西洋人抔徘徊いたし、江戸表無類の繁昌云々、○當時儒者にては安井仲平第一にて鹽谷弘藏など盛に御座候、ごうも上方とは相違いたし、經學文章實用之學ならではいけ不申、貫名などの書畫にて金錢をむさぼるものどハ格別違ひ申候、蘭醫にては伊藤元朴、川本弘泯など盛んにて京都邊の形容醫とは相違いたし候、神奈川交易場も風聞にては餘程盛のよし、是も一旦の事かと存居候、拙子も序にて兩毛二州及武藏近在八幡山桐生などの名所古跡探討いたし、今日江戸に罷歸近日銚子邊に遊歴いたし度云々、○諸名家にも付合いたし、彼の長を取り、我の短を補ふ手段第一にて云々、○書詩などにて町家に一二軒も得意出來、勿論前より知人の町家も少々有之、大橋順藏大沼枕山など随分心安く付合、今通にてハ不自由とても無之、江戸中遊覽いたし、且ハ雪月花の名所にも或時ハ經過仕、讀書の鬱氣をはらし、又ハ僧を寺院に訪ひ、又爲永春水平田鐵胤等之輩ニも追々尋ねあるき、又ハ常盤津文字太夫市川海老藏にも會合し、花川戸淺草之繁昌も随分世情之一段之面目にて歌川豊國、中津雪城などの處も餘程繁昌是都門之不可測之事と獨り感心に堪へ不申云々、○一文なしにて渡世出來る處則江戸の曠大なる印と面白く存候、最早

冬にも近付候へば綿入羽織之才覺、又は袴などの心入も一文なしの悲しさは人より貰ひ受安々と着するも亦一興にて御座候云々、○萬一名家と稱せられ候節ハ心持も悪しくなきものにて夫を樂み、當時艱難辛苦ハ覺悟の前四百餘里之山坂を通行いたしたる詮を相待事に候、以下省略

九月廿二日

鮫島雲城居士拜

賀來壽平様

慶應元年幕府毛利氏再征の師を出す櫻洲其軍に加りて西上し、閏五月十三日大坂に着す、即ち狀を春齋に報し、且つ先年預けし刀の送附を請へり、其一節に。

(前略)此節ハ御進發に而御供被仰付、昨日下午坂、此節ハ刀入用ニ御座候間、大坂鹽町日野屋甚兵衛處迄御届被下候はば相届可申候、若彼此間違之譯も御座候は、拙者早速家來にても差出申度存候云々。

閏五月十四日

鮫島吉之丞

賀來壽平先生

櫻洲が大坂塩町の日野屋に滞留せしは醫師宇田川某の紹介せし所なり、鹽町三丁目の日野屋は日野町中井源左衛門の支店なり、櫻洲は爾後其食客となり、常に中井氏の